

平成24年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成24年2月29日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成24年2月29日 午前9時00分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算について
 - 議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第10号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について
 - 議案第11号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第12号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第13号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第14号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について
 - 議案第15号 御嵩町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町基金条例の制定について
 - 議案第18号 御嵩町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町中山道みたけ館設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定について
 - 議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 指定管理者の指定について
 - 議案第25号 町道の路線変更について
 - 議案第26号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議

について

議事日程第1号

平成24年2月29日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 岐阜県建設技術協会の要望書について

(2) 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情

(3) 常任委員会所管事務調査報告書

(4) 現金出納検査結果報告（平成23年11月から平成24年1月分）

日程第5 御嵩町選挙管理委員の選挙について

日程第6 御嵩町選挙管理委員補充員の選挙について

日程第7 議案の上程及び提案理由の説明 24件

議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について

議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第10号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第11号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第13号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について

議案第15号 御嵩町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第16号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 御嵩町基金条例の制定について
- 議案第18号 御嵩町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 御嵩町中山道みたけ館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定について
- 議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 指定管理者の指定について
- 議案第25号 町道の路線変更について
- 議案第26号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第8 議案の審議及び採決 1件

- 議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて

出席議員 (12名)

議長 谷口 鈴男	1番 高山 由行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅子	5番 柳生 千明	6番 山田 儀雄
7番 加藤 保郎	8番 伊崎 公介	9番 植松 康祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 佐谷 時繁

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 竹内 正康
教育長 丹羽 一仁	総務部長 鍵谷 昌孝
民生部長 瀬瀬 久美	建設部長 松岡 学一
教育担当参事 安藤 信治	企画調整担当参事 三輪 康典

総務課長 田中康文
まちづくり課長 奥村 悟
住民環境課長 寺本公行
福祉課長 若尾要司
上下水道課長 亀井孝年
会計管理者 藤木伸治
生涯学習課長 玉木幸治

企画課長 加藤暢彦
税務課長 佐久間英明
保険長寿課長 山田 徹
農林課長 植松和徳
建設課長 伊左次一郎
学校教育課長 田中秀典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺謙二

議会事務局
書記 渡辺一直

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。したがって、平成24年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、企画秘書広報係から写真撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。また、ケーブルテレビ可児より取材撮影の申し込みがありましたので、これを許可いたします。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いをいたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 佐谷時繁君の2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月17日の議会運営委員会において、本日より3月16日までの17日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より16日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

町長の施政方針の発表

議長（谷口鈴男君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして、御苦労さまでございます。年間を通して、いろんな重要な会議があるわけでありまして、この第1回定例会というのは24年度の方向性を決めていく議会であり、非常に重要度の高い議会になります。ぜひ慎重なる御審議をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、施政方針演説をさせていただきます。

施政方針演説をするに当たり、冒頭に、昨年自然災害により被災されたすべての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

あの震災からもうすぐ1年が経過しようとしておりますが、今もなお仮設住宅で暮らしている方々、また原発事故によりふるさとを離れている方々がたくさんおられます。

現在、国においては、第3次補正予算と東日本大震災復旧基本法の関連法により復興の準備を進めていますが、これらを有効に使い、被災地の方々の生活を一日も早く取り戻すため、住む場所の確保や被災地の産業振興と雇用確保が望まれています。

日本は過去、互助の精神と知恵で、どのような困難にも立ち向かい克服してまいりました。今回の震災においても、我々日本人は、あきらめることなく立ち上がり、復興の光を見出せることを信じてやみません。

私は、近年、自然災害が多発している状況を踏まえ、行政の長として、強いリーダーシップで災害に強いまちづくりを推進し、住民の命と財産を守るため、全力を尽くしていこうと決意を新たにしているところであります。

社会保障と税の一体改革が議論されています。将来の超高齢化社会では、高齢者を支える現役世代の負担度が確実に増加していきます。社会保障を持続可能で安心できるものにするために、政府は、ツケを将来に回さないように、消費税率を2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へ段階的に引き上げる素案を取りまとめております。引き上げ後の消費税収入は、現行分の地方消費税を除く全額を社会保障の費用に充て、子供からお年寄りまですべての国民をカバーする全世代対応型へと社会保障制度を転換するとしておりますが、消費税増税や、この制度が本当に有効であるのかを含め、この一体改革の成否について注視してまいりたいと考えております。

大阪市の橋下市長が率いる「大阪維新の会」に注目が集まっています。大阪維新の会に対する期待が強まっているのは、既存政党に対する不信感の反映であり、橋下市長がわかりやすい

言葉で民意を反映しているところにあり、決してプロ政治家然としないうところにあると考えられます。過去には、自民党への失望から、細川護熙氏が率いる日本新党が大量議席を獲得し、自民党政権が崩壊して、細川内閣が誕生した経緯があります。

橋下氏みずからが塾長を務め、次期衆院選を見据えた国政候補者を養成する「維新政治塾」には、現職や元職の国会議員、地方議員、中央省庁キャリア官僚、弁護士など3,326人の応募があったと発表されています。ここから300人を擁立し、200議席を獲得する目標であると報じられております。

昨年の震災への対応や米軍基地問題、大半のマニフェストが実現されなかったことなどから、民主党への失望を感じた国民が次期衆院選で大阪維新の会へ流れ、一定の議席を獲得すれば、国政に大きな影響力を与えるようになることも考えられます。

次期衆院選の政権公約「船中八策」の骨格に首相公選制の導入や参議院の廃止などを盛り込む方針を明らかにしていますが、実現のためには憲法改正が必要な条項も含まれており、既成政党が連携するかどうか、今後の動きを見守りたいと思います。

今回、議事に提案させていただきます平成24年度予算案の審議に当たり、政策の重立った内容について所信を申し上げますとともに、基本的な考え方につきまして御説明させていただきます。

日本経済は、バブル経済崩壊以降、苦しみながらも立て直されてきましたが、近年、リーマンショックで大打撃を受け、立て直しが図られたかの時点で自然災害発生、打撃と立て直しのスパンが非常に短くなっています。現在は依然として厳しい状況にあるものの、緩やかに景気が持ち直していると言われていますが、ユーロ危機や為替の動向、原発事故の影響による電力供給の制約など、さまざまなリスク要因が存在しております。

国においては、少子・高齢化や生産年齢人口の減少、経済のグローバル化に対応した経済社会の構造転換を進め、成長基盤の強化を図っていくとともに、デフレの脱却と経済の活性化に向けて、財政健全化に一刻も早く取り組み、経済の安定的な成長の基盤を築いていくことが望まれています。

こうした国の状況に注視しながらも、町としては、皆様からいただいた税金を含めた貴重な財源を有効に活用しながら、政策展開を進めてまいります。

一般会計予算額は62億7,400万円であり、骨格予算であった前年度と比較し1%の減となりました。なお、特別会計・企業会計合わせた総額は116億7,700万円で、対前年度比5.1%の増となっております。

一般会計歳入につきまして申し上げます。

町税については、固定資産税の減額があるものの、制度改正による個人住民税の増額や、景

気の持ち直しによる法人町民税の増額などにより、町税全体でほぼ横ばいの23億7,511万円と見込んでおります。地方交付税は、国の交付税総額の増加により0.4%増の11億7,200万円となっています。

歳入予算の大きな増減の項目を申し上げます。

一昨年発生した特定鉱害復旧のための事業費負担金分が94.0%減の1,300万円、手当制度の改正により児童手当負担金が1億9,356万8,000円の皆増、さらに同理由により子ども手当負担金が88.1%減の3,871万2,000円、水道未普及地域対策基金繰入金が850.5%増の9,885万円となっております。

町債につきましては、町税等の収入が昨年度と同様に依然として低水準にある中、歳入・歳出両面において最大限の配慮を行った結果、臨時財政対策債は前年度と同額の3億5,000万円を計上、来年度より本格的に実施予定の水道未普及地域解消事業の補助裏分として一般会計出資債が833.8%増の1億2,140万円、昨年発生した災害に係る災害復旧事業債が3,290万円、その他の起債発行額を最小限に抑えたものの、8,450万円の増額である5億3,760万円となりました。その結果、平成24年度末の起債現在高見込み額が46億7,503万円で、今年度末の見込み額より1億710万5,000円の増加となります。

続きまして、一般会計歳出について申し上げます。

平成24年度の重要施策として、2年連続で発生した災害を教訓とした防災対策及び災害復旧、水道未普及地域解消事業、名鉄広見線対策などが上げられます。また、今年度も福祉、環境、土木、教育といった分野に最大限に配分いたしました。

歳出予算の大きな増減の項目を申し上げます。

対象となる企業が減少し4社となったことにより、企業誘致奨励金が62.2%減の3,880万円、先ほど歳入で申し上げた手当制度の改正により児童手当が2億5,750万円の皆増、同理由により子ども手当が87.3%減の5,150万円、一昨年発生した顔戸地区の鉱害復旧費分の設計委託料及び工事費の減額により93.7%減の1,300万円などを計上しております。

それでは、平成24年度の重立った施策、事業について、予算計上額も示しながら御説明いたします。

一昨年の7月15日、さらに昨年の8月23日、9月20日と豪雨災害が2年連続で発生いたしました。さらに、東日本大震災が発生した今では、「想定外」「130年に1度」という言葉を免罪符として軽々しく使うことは許されない。私がいつも口にしている言葉であります。

こうした状況を踏まえ、御嵩町地域防災計画の見直しに着手するため、委託料として300万円を計上、平成25年度までの債務負担行為の限度額として200万円を設定しております。

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、地方自治体の長がそれぞれの防災会議に

諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画であります。国において、防災基本計画の修正が昨年末に行われ、地震・津波・原子力対策の見直しなど東日本大震災の災害等の経験を生かした防災対策の見直しが行われたため、県の地域防災計画においても、国の防災基本計画の修正を考慮した地域防災計画の見直しが進められているところであります。御嵩町としましても、その見直しの作業の中で、御嵩町内の地震の予想震度等につきましては、周辺の市町村と一律のものではなく、町内の亜炭採掘状況を考慮した、より正確な内容になることを期待しております。

御嵩町の地域防災計画の見直しに当たっては、岐阜県の地震被害想定の見直しを踏まえ、地域防災計画や避難所運営マニュアルなどの個別行動計画の見直しを行い、実践的な災害対応が行えるよう計画等の整備を行います。特に、現在町が指定している各避難所につきましては、町内の公共施設を機械的に指定しているため、安全な避難経路等を考慮の上、想像力を働かせ、実際の災害に対応可能な避難所の検証を実施いたします。

この計画は、あらゆる想定を盛り込み、平成24年度から25年度までの2カ年で実効性のある地域防災計画等を見直しを行ってまいります。

次に、地域防災リーダーの育成に関連し、委託料40万円、補助金25万円を計上しております。

減災の基本は、まず自分の命は自分で守る「自助」と地域の中で互いに助け合う「共助」があります。災害の程度によっては、限られた職員で手当てする「公助」が被災した方々に行き渡るのは最後であり、初動時においては、地域の皆様の活動が大きく期待されます。まず求められるのは、災害発生時に最初に行動していただく地域防災の中心的な役割を担う人づくりであります。こうした地域防災リーダーを育成するため、自助・共助の原則をもとに、防災分野の第一線で活躍する研究者や関係機関、防災ボランティアを講師に招き（仮称）御嵩町防災アカデミーを開講し、災害に対する正しい知識や技術を習得し、平時においても地域の防災訓練・研修で活躍していただくとともに、災害時には救援救護活動を担っていただく「御嵩町防災リーダー」の育成事業に取り組みます。なお、受講料は無料とし、多くの皆様が受講されることを期待しております。

さらに、御嵩町防災アカデミーを受講していただいた方などのうち、さらに防災士の資格を取得しようとする意欲のある方々に対し、補助金制度を創設して、民間の機関である日本防災士機構の認定する防災士の資格取得をするためのサポート事業を進めてまいります。

補助金は、防災士研修講座の受講料や教本代、防災士資格取得試験受講料や認定登録料の合計額の2分の1を補助いたします。

なお、防災士育成事業の補助対象者は、積極的に地域の防災活動を実施していくため、地域で災害時に防災リーダーとして活躍が見込まれる方で、自主防災組織、または自治会から推薦

された方を補助対象者としています。

2月22日に、株式会社ケーブルテレビ可児との間で、災害時における緊急放送に関する協定を締結いたしました。地域の皆様に対し、災害時に必要な情報をいかに迅速かつ適切に伝えるかが大きな課題として明確となり、情報をリアルタイムで伝える重要な媒体として御協力いただくことになりました。今後は、6月に開局予定のコミュニティーFMも加え、町域に密着した緊急の放送を通じて、迅速に災害または防災に関する情報を周知することにより被害の軽減を図り、町民の安全確保に資するものとして期待しております。これらの一連の取り組みを通じ、地域の方々と協力しながら、地域の防災力をさらに強化していきたいと考えております。

新聞紙上などでも発表されておりますが、河川法第16条の2に基づく県の河川整備計画の策定に当たり、河川整備計画の原案に対する審査、提言、助言を行うことを目的とした岐阜県河川整備計画検討委員会が行われております。

私は、知事から岐阜県町村会代表委員として委嘱を受け、委員会に出席し、この計画の内容に対する意見を述べる機会を得ました。御嵩町内には、可児川を初め7つの河川が一級河川として指定されており、県が河川管理者となっております。

この検討委員会での審議事項は、7・15災害により近隣市町で死者や行方不明者を出すなど大きな人的被害があったことを踏まえ、美濃加茂市、可児市、御嵩町に存在する2市1町の河川が対象になるものでありますが、このうち御嵩町では可児川と唐沢川が審議の対象河川となっております。

この検討委員会のメンバーは、県の河川、文化財、環境などについての学識経験者及び住民代表、ガールスカウトなど河川利用者で構成され、それぞれの立場からの意見が出されておりましたが、河川に生息する希少動植物などへの配慮をしながらも、河川の安心・安全についても対策が必要であるといった災害防止を意識する視点も含まれていました。

私は、町民の皆様の生活を守る立場から、県が策定した可児川や唐沢川に関する整備計画に関し、本町が担う普通河川や小水路の改修計画策定及び実施を本格化させていくことを述べました。これにより、県や各委員に対し、下流域に当たる可児市への影響についてさらに慎重な検討をお願いすることにあわせ、町内の内水はんらんを防止するための方策を検討いただくことの重要性を主張してまいりました。

さらに、2回目の検討委員会では、河川内の堆積土や草木の伐採など維持管理の徹底と、残土処分などによる環境配慮のあり方をどのようにするのかを投げかけてまいりました。希少動植物へ最大限に配慮しながらも、安全確保のために必要であることはやらねばなりません。県の河川整備実施と同時に、これに対応した町内の普通河川や小水路の雨水対策を急ぐ必要がありますが、実施のためには財源の確保が必要不可欠となります。現在、実施財源について検討

中ではありますが、検討結果が出ましたら、議会の皆様にもその財源や実施方法を御説明いたします。

さて、昨年8月、9月の豪雨災害による災害復旧の状況を申し上げます。

今定例会にて補正予算を計上いたしましたが、町民の生活に密接する河川や道路の公共土木施設災害復旧工事については、一部を除き発注することができました。今後は町内で県事業と町事業が一斉に着工されます。議員の皆様にも迅速な工事遂行のため御協力をいただきますようお願いいたします。

一昨年に発生した顔戸地区の大規模陥没を例に挙げるまでもなく、御嵩町内に亜炭廃坑が存在し続ける限り、陥没の危険があることは否定できません。将来、この地域における大地震の発生が叫ばれる状況下において、町内の公共施設、中でも子供たちが日常的に生活を送っている小・中学校については、対策の重要度は極めて高い施設であると考えてまいりました。

可児市・御嵩町中学校組合立共和中学校の地下に亜炭廃坑の存在が確認されております。地上部の校舎については耐震化対策がなされておりますが、地下の空洞については対策がなされておらず、地震が発生した際には大きな不安を抱えております。現行制度におきましては、予防的な措置は一切実施できません。このため、従来の経済産業省一辺倒の要望から視点を変え、文部科学省に対して、県の松川教育長、江崎商工労働部長とともに積極的に要望活動を展開してまいりました。幸い文部科学省は真剣に話を聞いていただき、現地の視察についても実現することができました。

こうした中、昨年11月末に、文部科学省から国の第3次補正予算による学校施設耐震補強事業の採択基準等が拡大され、共和中学校の亜炭廃坑の充てん工事の実施が可能である旨の連絡を受けました。

可児市の御理解が必要ではありますが、私は可児市・御嵩町中学校組合の管理者として、また御嵩町長として、市町の負担が発生しても事業を実施することが必要であると判断いたしました。この事業の実施について、既に議長には全面的に協力するとのお言葉をいただいておりますが、議員の皆様方におかれましても、御理解、御協力をお願いするものでございます。

また非公式ではありますが、可児市長、教育長、そして市議会議長にも意思をお伝えし、理解ある言葉をいただいております。

事業主体は可児市・御嵩町中学校組合ではありますが、これより事業の概要を御説明させていただきます。

従来の耐震補強事業は、地震発生時の校舎の安全を確保するために行う建築物の補強のみを目的としたものでありましたが、さらに地震対策として有効な校舎地下の亜炭空洞の充てん工事実施まで拡大することが可能となりました。この事業の財源措置は、国の補助が3分の2程

度、補助裏の全額に起債が充当可能で、起債の元利償還額の80%が基準財政需要額として認められ、将来にわたる組合の実質負担が事業費総額の10%弱という過去に例のない有利な事業となっています。また、グラウンド、プール等の地下充てんについても、消防庁の緊急防災・減災事業が活用でき、事業費全額を起債で賄うことが可能で、さらに起債の元利償還額の70%が基準財政需要額として扱われます。概算事業費は2億8,300万円、充てん対象面積は約2万2,800平方メートル、充てん量は1万700立方メートルであります。3月末に補正予算成立後、事業費全額を平成24年度予算へ繰り越し、実際の工事は平成24年度に行うこととなります。

現在、中学校組合のパートナーである可児市の御理解、御協力を得られるよう調整中ですが、一刻も早く事業の実施が可能となるよう、3月末の中学校組合議会に、この事業の補正予算を計上できるよう作業を進めております。

「亜炭廃坑対策は、国の全責任のもとで」との方針に変わりありませんが、昨年3月の東日本大震災が契機となり、復興関連の補正予算が編成されたことから、今後好条件の事業メニューの提示がなされる保障はありません。この機会を千載一遇のチャンスとしてとらえ、史上初の亜炭廃坑の予防対策事業として、今後の新たな対策の足がかりとなることを期待し、これらの事業に取り組むことを決意いたしました。今後は、今回の経験を踏まえ、病院や保育所を所管する厚生労働省へも要望活動を展開していきたいと考えております。

次に、一昨年10月に発生した顔戸地区の現在の復旧状況について申し上げます。

復旧対象となる宅地6戸及び道路下部の地下充てん工事が昨年10月に完了し、家屋等の復旧工事を昨年11月までに発注いたしました。発注後に復旧形態について各被災者から個別に希望などを聞き取りの上事業を進めており、この2月から現場での着工がなされております。今後一刻も早く復旧工事を完了し、被災者の方が通常の生活に戻れるよう全力を尽くしてまいります。

水道未普及地域解消事業について、現在の事業の進捗状況を申し上げます。

上之郷の無水道地域を対象とする上水道整備事業については、給水区域の拡張に伴う条例の一部改正及び給水区域の変更認可が完了し、平成23年度から実施設計を行っています。平成24年度は、いよいよ第1工区の本体工事に着手するため、一般会計では、水道未普及地域解消事業出資金として2億2,025万円を計上しております。水道未普及地域の解消を願う地元の方々にとっては、ようやく目に見える段階へ動こうとしております。地元からの要望を受けた町としては、この事業が、安心・安全な生活を営む上で重要なインフラ整備であると位置づけており、今まで水道のある地域の方々にとっては当たり前の水道のある生活を全町域に普及させるという視点で取り組んでいるものであります。

したがって、この事業を実施する前提として、地元の皆様方にも事業費の一部を分担金とし

て徴収させていただくことで上之郷無水道地区対策協議会と合意に至っております。分担金については、昨年9月の定例会の一般質問の中で分担金の見直しの意向を問われる質問があり、私は、概算事業費が入札により減額となれば、必ずしも提案した額にはこだわらないと答弁したところであります。今後、入札による総事業費の減額や、加入世帯が平成22年8月31日時点の給水希望者である63世帯を上回れば、一定のルールにより算出した額について、提示させていただいた額から減額する規定を設けることも考えております。

なお、地元の方々には、この事業を町の地域の重要なインフラ整備と位置づけた上で、多額な事業費を投入するという観点からも、できるだけ多くの方々に参加し利用していただきたいという強い思いがあります。議員の皆様にも御理解をいただき、加入促進について御協力をお願いするものでございます。

昨年発生した災害により、綱木地区の一部では、地すべりで井戸水が枯渇する事態が発生しており、一日も早い上水道の布設を望む声も聞こえてまいりました。こうした状況も踏まえ、本体工事が着手されるに当たり、地元の上之郷無水道地区対策協議会と分担金や工事に伴う諸問題について早期に覚書を締結し、円滑な事業の推進を図っていく所存であります。

次に、存続が問題となっております名鉄広見線についてであります。

今回も当初予算に名鉄広見線運営費補助金として7,000万円を計上いたしましたが、平成22年度から24年度の3年間の名鉄への財政支援、及び利用促進期間の最終年度を目前に控え、極めて重い交渉、判断を迫られる時期となってまいりました。

私は、再選直後の平成23年第2回御嵩町議会定例会の施政方針におきまして、「法定協議会については御嵩町のひとり相撲とならないよう、関係者との協力関係を構築しつつ年度内に設置することを目標とする」と申し上げました。以降、さまざまな取り組みを進めてまいりましたが、現時点において、存続に向けた明確な道筋、それを確実なものとするための法定協議会につきましても、なお設置に至っておりません。

しかしながら、この間、名鉄広見線の存続に大きなウエートを占める東濃高校につきましても、来年度からの定員40名減という見直しの中ではありますが、岐阜県教育委員会として、当面、統合や廃校とは無縁であり、真剣にその再生に取り組む方針であることが確認できました。

また、可児市や八百津町などと組織しております名鉄広見線活性化協議会の会議におきましても、可児市長から「改めて、かけがえのない路線について考えてみたい」との発言もあったところであります。八百津町からは、今後主要地方道多治見・白川線のトンネルの開通を控えていることもあり、御嵩町への新たな人の流れを期待するものであります。

さらに、活性化協議会での多彩な利用促進活動について、名鉄からは、利用者数が下げどまらず厳しい状況であるとはしつつも、その熱意に一定の評価をいただきつつあると感じており

ます。

町といたしましては、可児市、名鉄と一層連携を密にし、信頼関係を構築しつつ、存続に向けた枠組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

一方で、町では、名鉄広見線を基幹交通と位置づけておりますが、新たにデマンドバスの仕組みを導入した公共交通体系のあり方について検討を進めてまいりました。現在、町では「ふれあいバス」「E-COバス」を運行しています。これらにデマンドバスを加えることにより、どうすれば利便性の向上、費用対効果、名鉄との連携に生かされていくかを考慮しながら、将来の町のバス交通のあるべき姿について、総合的に調査・研究を行う町ふれあいバス等公共交通研究会を開催し協議を進めております。デマンドバスについては、山間部の多い町内の道路状況を勘案し、導入になじむのはどの地区であるかが重要な論点でありましたが、協議を重ねた結果、上之郷地区と伏見地区が適しているとの結論を得ました。そのほか、中、御嵩地区は、現在のE-COバスの運行ルートをふれあいバスに取り込み、ふれあいバスとして統一した定時・定路線の運行をする計画であります。平成24年度のE-COバスについては、平成23年度で県補助金は終了となります。E-COバスは、名鉄広見線活性化計画を実施する上で御嵩駅と各企業を結ぶ重要なアクセス手段として位置づけられ、これを廃止し、名鉄の乗客数を減少させることは避けなければなりません。経済状況の悪化、また不安定感から、当初の目標である企業負担については実現しておりませんが、平成24年度は、3カ年で実施している名鉄利用活性化期間の重要な最終年度であるため、県の補助金がなくとも来年度は町の単独事業で実施させていただきたいと考えております。

なお、バス再編後は、E-COバスの無料運行は廃止し、利用者の方々に応分の負担をいただくことを計画しております。

デマンドバスを初め、今回のバス交通の再編については、平日の毎日運行、1時間に1本の運行、バス停の増加、名鉄広見線への乗り継ぎを向上させるとともに、御嵩駅を乗り継ぎ拠点とする利用者の利便性向上に最大限に配慮し、早期のバス再編、運用開始に向けて取り組んでまいります。

御嶽宿は、平成20年度の御嶽宿地域再生構想から平成21年度の御嶽宿地域景観等整備指針の策定へと、地域住民、商工会、観光協会、まちづくり活動団体、高校生、大学生などが参画して宿場町の活性化に取り組んできました。

その後、住民の有志で組織する「みたけ地域活性化委員会」が主体となって、主に景観修景作業、各種イベント開催を二本柱に活発な活動が行われています。

さらに、宿場町を視覚的に演出するものとして「灯籠」と「犬矢来」の製作、設置を行っております。平成22年度からは、連携協定を締結した可児工業高校が加わり、生徒の実習を兼ね

た灯籠が製作され、御嶽宿内の軒先に設置されました。これらの取り組みについては、町内外の学生の意見なども反映することが可能となり、これにより、若者が御嶽宿の将来像を描くことのできる仕組みが相乗効果として発生しております。また、今年度、新たな演出として、環境への配慮と災害発生時の停電にも対応、活用できるよう、ソーラーパネルを備えた「行燈」を、可児工業高校がやはり連携協定を締結している岐阜大学の協力を得て製作しました。

こうした数年にわたる継続的な取り組みと手づくりの修景作業が評価され、昨年7月には社団法人日本経営協会より、活力協働まちづくり推進団体表彰・準グランプリの受賞、10月には、飛騨・美濃じまん運動・岐阜の宝もの認定プロジェクトにより、御嶽宿、伏見宿が岐阜県内でも数少ない「明日の宝もの」に認定されました。さらに、ことし1月に、国土交通省より「手づくり郷土賞」を受賞するなど、外部から高い評価をいただいております。

もう一つ、活性化の大きな役割として、日本福祉大学・朝日ゼミの学生の皆さんが作業やイベントに毎回参加してくれることで、地元活動メンバーに刺激とパワーをいただいております。

一方、同じく連携協定を締結した東濃実業高校との協働により、御嶽宿、伏見宿をフィールドに、生徒たちが町内の産品を活用した特産品開発と販売、「宿の市」や「環境フェア」などのイベントに積極的に参加していただき、まちのにぎわいを生み出し、子供だけでなくお年寄りまでの幅広い地域住民の憩いの場となっております。

また、ウォーキングイベント「中山道往来」は、昨年11月のウォーキングにあわせて「皇女和宮行列」を御嶽宿内で初めて開催し、町内外から数多くの方が訪れ、盛況に開催できました。中山道往来は、開始当時は200人ほどの参加者から、近年広く認知されるようになったことにより1,000人規模の参加者へ成長してきております。さらには、新たな特産品として、御嵩町の発展の礎となってきた大寺山願興寺の寺紋、ボタンをかたどった「みたけ華ずし」が広く知られるようになるなど、確実に御嶽宿ブランドが浸透してきております。ちなみに、みたけ華ずしは、県の評価も非常に高く、県の事業である名古屋市で実施される四水会や、シンガポールでも紹介されています。

平成24年度も、引き続き可児工業高校、東濃実業高校との連携、さらに加茂農林高校との連携も行って、伏見宿を含めた中山道の活性化を進めます。また、新たな御嶽宿の景観形成のガイドラインの策定に着手し、御嶽宿・伏見宿の町家などの歴史的な建物の保全や、変貌してしまった町家の再生、一般家屋などを歴史的町並みに調和させる景観修景などにも着手し、地域力・住民力を結集して、名鉄広見線活性化も視野に入れながら、さらなる宿場町再生に取り組んでまいります。

全国各地で「B-1グランプリ」として味を競う大会が開催され、新たな食産業、さらにはまちづくりの一環として定着しつつあります。これらは、B級グルメと言われるように、高級

な料理ではなく、価格も庶民的で気軽に手が届き、かつ味も楽しめるところに魅力があり、各地で大変盛況になっております。御嵩町でも昨年5月に「かも1グランプリ」を開催して、約1万人が訪れたことは記憶に新しいところであります。

こうした「食」でのおもてなしを、いかに観光資源としてまちの活性化に結びつけるかが大きなテーマとなって、各自治体、民間団体も苦慮しているところであります。

御嵩町でも、新たに「みたけ華ずし」「元気巻き」「ささゆりクッキー」といった御嵩町独自の特産品と呼べるような産品も生み出されております。これまでも、「謡坂じねんじょ」「みたけ味噌」など地産品として売り出しているものがありますが、御嵩町民、ましてや町外の人への認知度はいま一つであり、特産品としてアピールできるには至っておりません。

今定例会上程のみたけのええもん審査委員会設置条例は、これらの産品を「みたけのええもん」という御嵩町のオリジナルの呼称を授けることにより特産品として位置づけるため、特産品として適切であるかどうかを審査委員会で審査し、認定するものであります。委員会に権威を持たせるため、委員には客観的評価のできる今までにない人材をと考えております。認定された商品は、御嵩町を代表する特産品としてほかの商品と差別化され、商品の付加価値が上がり、消費者の信頼と評価が高まり、さらには生産者の意欲の向上が図られることが期待されます。御嵩町としても認定された商品を積極的にバックアップする体制を整え、まちの活性化と地域おこしにつなげていきたいと思っております。

未曾有の災害をもたらした東日本大震災では、電気の送電を初め、ガス、水道などのライフラインが崩壊し、役所などの公的機関を機能不能に陥れました。また、食料やガソリン、灯油などの供給が停滞し、被災された方々が日常生活に不自由を強いられました。

大規模災害時には、自治体の支援やライフラインが機能するまでにはかなりの時間を要します。特に、災害直後のライフラインの迅速な復旧は、規模が大きければ大きいほど非常に困難をきわめます。そういった場合、公助と呼ばれる行政の対応は大きく低下し、何より先に共助と呼ばれる地域の助け合いが大きな力になったことは、東日本大震災を見ても明らかであります。

今回、上程します太陽光発電システム設置への補助金は、このシステムを設置することで、家庭からのCO₂の排出量を約半分に削減できることは言うまでもなく、再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、災害に強いまちづくりと災害による共助の精神を拡大するために創設し、当初予算に500万円を計上いたしました。

昨年9月の防災週間にあわせ、御嶽宿わいわい館において、災害による大規模停電が発生したことを想定し、太陽光発電システムの自立運転機能を検証いたしました。それによると、気象条件に左右される不安定な発電ではありますが、携帯電話の充電、電気ポットの湯沸かしな

ど簡単な電気の供給に活用できることを検証しました。このことから、災害時に電気の供給が復旧するまでの間、各家庭の太陽光発電システムの自立運転機能が効果を発揮し、その家庭のみならず、周辺の家庭にも発電された電気を分け与えることができます。

今回の補助制度は、設置された方に対し、こうした支え合いの支援を約束していただき、災害共助を柱として、太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付するものであります。より多くの方がこの制度を利用していただき、環境に優しく、地域で支え合える共助のまちづくりを実現していきたいと考えております。

介護保険制度については3年ごとに見直しが必要であります。平成24年度から第5期介護保険事業計画が実施に移されることとなります。制度の見直しに必要な御嵩町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会をこれまで数回にわたって開催し、「みんなでつくろう安心と支え愛のあるまち」を基本理念とする事業計画を策定しました。介護保険制度は、高齢化が進む中で国民の間に深く定着し、今や高齢者の生活を支える制度としてなくてはならないものであります。しかし、高齢化の影響により、毎年給付費が増大しつつあることから、将来を見据えた運営やシステムの持続性を確保する取り組みを考える必要があります。平成24年2月現在の御嵩町の65歳以上人口は4,694人、高齢化率は24.1%です。このうち、介護や支援を必要とする介護認定者は768人、認定率は16.4%ですが、これらの数値の上昇は将来に向けてますます加速化することが確実であります。今後は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題に対応していくための介護体制の準備や、支援を必要とする高齢者の日常生活をサポートする居宅介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の生きがいがづくりや各種の介護予防事業を積極的に推進するなど、サービスの効率化と重点化に努めてまいります。

また、今後ますます増大が懸念される介護給付に対応した安定的な財政運営を行うため、介護保険料基準月額の値上げが必要となってまいります。これに伴う御嵩町介護保険条例の一部改正を上程しておりますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

豊かな学びと行き届いた教育を目指し、平成22年度から取り組んできました小学校低学年30人未満学級により、一人一人について質の高いきめの細かい指導が展開できたといった現場の好評価とともに、多くの保護者の皆様からの支持を得ているものと確信しております。

さて、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が施行されることにより、新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応できるよう、公立小学校第1学年の学級編制の標準が見直されました。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与も見直されます。具体的には、小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げられています。

さらには、市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築のため、都道府県教育委員会が定める学級規模の基準について、市町村教育委員会が従うべきとされている拘束性を緩め、標準として位置づけられました。これにより、学級編制の柔軟性や自由度が確保されたことにより、御嵩町が平成24年度から取り組む30人未満学級については、町費で雇用した非常勤講師を学級担任に充てるのが可能となるため、町費による30人未満学級対応講師を必要人数だけ雇用し、各小学校へ配置すれば、現実的には御嵩小学校のみが配置対象となりますが、町内すべての小学校の第1学年、2学年について30人未満学級が実施可能となります。このために必要な非常勤講師2名分の人件費を当初予算に計上しております。

学校教育は将来を担う子供たちへの先行投資であり、そのために最善の教育環境を提供する必要があると認識しております。今後も、低学年30人未満学級については、学校現場の意見を十二分に反映し、継続的に取り組んでいきたいと考えています。

以上、平成24年度の町政運営の基本方針とともに、予算並びに関連諸議案の概要について御説明申し上げます。

昨年6月の町長選挙では、4年前の得票数4,173票から6,672票へと2,499票を上乗せした支持をいただくことができました。これは、私にとって大きな自信となり、また新たな緊張感となっています。既に8カ月余りが経過しましたが、あっという間に過ぎた感があります。それはその分、なすべき課題、重要な課題が多かったのではないかと感じております。過去の2年間は災害対応等に追われ、やりたかった政策ができなかった感もあります。平成24年は、災害に備えながらも、災害対策に追われない1年であることを願っております。

町長と議員の皆様とは立場の違いはございますが、政治は町民の皆様のためにという大局的な視点で議論を重ねていくことが町民の皆様には選ばれた政治家の責任ではないかと考えております。これらの点について御理解、御協力のほどをお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

今回提案いたしますのは、人事案件1件、平成24年度の一般会計及び特別会計の予算に関する議案6件、平成23年度一般会計及び特別会計補正予算に関する議案5件、条例制定2件、条例の一部改正7件、その他3件、都合24件であります。後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、私の片腕として行政手腕を発揮していただきました竹内副町長が、この3月31日をもって退任されることとなりました。ここに感謝の意を表すとともに、長年の御労苦に対し心からねぎらいを申し上げます。後任としては、現在、民生部長の職にあります額縁を副町長に選任し、議会の同意を求める議案を提出しておりますので、よろしく申し上げます。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ただいま発表がありました施政方針に対し質問のある方は、あすの午後5時までに通告書により事務局まで提出していただきたいと思います。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

岐阜県建設技術協会の要望書、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情、常任委員会所管事務調査報告書、現金出納検査結果報告、以上の4件が議長あてにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は10時10分といたします。

午前10時01分 休憩

午前10時11分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

御嵩町選挙管理委員の選挙について

議長（谷口鈴男君）

日程第5、御嵩町選挙管理委員の選挙を行います。

議事日程の2ページをごらんください。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。
ただいまから指名をいたします。事務局に指名推選名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

御嵩町選挙管理委員には、鈴木正孝君、中村光雄君、安藤昭弘君、可児靖生君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を御嵩町選挙管理委員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました鈴木正孝君、中村光雄君、安藤昭弘君、可児靖生君、以上の方が御嵩町選挙管理委員に当選されました。

当選された4名の方には、会議規則第33条第2項の規定により、議長において、文書で御嵩町選挙管理委員に当選されたことを告知いたします。

これで、御嵩町選挙管理委員の選挙を終わります。

御嵩町選挙管理委員補充員の選挙について

議長（谷口鈴男君）

日程第6、御嵩町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

議事日程の3ページをごらんください。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから指名をいたします。事務局に指名推選名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

御嵩町選挙管理委員補充員には、野村和司君、澁谷淳子さん、岡野裕子さん、加藤元一君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を御嵩町選挙管理委員補充員の当選人とする

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました野村和司君、澁谷淳子さん、岡野裕子さん、加藤元一君、以上の方が御嵩町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

当選された4名の方には、会議規則第33条第2項の規定により、議長において、文書で御嵩町選挙管理委員補充員に当選されたことを告知いたします。

これで、御嵩町選挙管理委員補充員の選挙を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第7、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第3号から議案第26号までの24件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件24件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。この議題は、瀬瀬部長の一身上の案件であります。地方自治法第117条の規定による除斥の対象になりませんが、瀬瀬部長より退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔民生部長 瀬瀬久美君 退場〕

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

先ほど施政方針演説の中でも触れさせていただきましたが、4年前、竹内副町長が誕生いたしました。その前、前職は梅田雅美さんであります。梅田さんは、任期をあと半年残して退任をされました。町長がかわり、その時点で私に対して辞表を出されましたが、ぜひ手伝ってほ

しいということで残っていただきました。彼は、人事等々も扱ってこられた方ですので、10月1日の副町長選任になりますと、人事のほうでまた玉突き人事を、何人かを動かさなきゃいけない。そのような配慮もされ、3月31日をもって退職をされたと。

それに対して、副町長の選任が必要となり、私がまだ町長になりまして1年たっておりませんでしたので、特に財政に明るい方をということで、かなりの悩みでございましたが、竹内副町長にお願いをした次第であります。本来は、2年残しの勸奨退職を希望しようとしておられたようではありますが、何とか説明をし、また御理解をいただいて4年間つき合っていました。受けていただくときの条件として、4年1期というお約束でしたので、今回、退任をされることについては、何ら申し上げることはございません。本当に御苦労さまでしたと、ありがとうございましたという気持ちで送り出したいと思います。

同意を求めることについては、次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。選任したい方は、瀬瀬久美、昭和27年8月14日生まれ、御嵩町美佐野2820番地の2であります。

経歴等々詳細については、資料の1ページにございますので、お目通しのほどをよろしくお願いたします。以上であります。

議長（谷口鈴男君）

説明が終わりましたので、先ほど退席を許可いたしました瀬瀬部長の議場への復帰を認めます。

〔民生部長 瀬瀬久美君 入場・着席〕

議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 田中康文君。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案第4号 平成24年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

当初予算の内容につきましては、先般の議員全員協議会や各常任委員協議会におきまして、概要や主な事業などについて説明をさせていただいております。

今定例会においても、それぞれの常任委員会に付託される予定でありますので、余り重複しないよう、予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

一般会計予算であります。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ62億7,400万円と定めるものであります。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、第2表 債務負担行為及び第3

表 地方債の表により説明をさせていただきます。

第4条の一時借入金は、借入金の最高額を8億円とするものであります。これは、一般会計をやりくりしていくための、一時的に現金が不足した場合に借り入れることができる金額を定めるものであります。

次に、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為であります。全部で3件であります。設定期間まで限度額の予算を約束するものであります。固定資産土地評価システム業務は、平成27年度評価がえ業務を行うため、平成26年度までの期間で限度額は1,279万3,000円であります。御嵩町地域防災計画修正業務は、県地域防災計画の見直しに伴う町地域防災計画の修正等を行うため、平成25年度までの期間で限度額は200万円であります。給食センター業務の一部民間委託事業は、委託期間である平成26年度までの期間で限度額は1億332万円あります。

次に、10ページをお願いいたします。

第3表 地方債であります。全部で7件、合計で5億3,760万円あります。県道改良事業負担金負担事業は、県道改良事業負担金に充てるために借り入れるものです。地方道路等整備事業は、社会資本整備総合交付金事業である町道四十八杉ヶ崎線道路改良工事ほか3事業の工事費に充てるため借り入れるものです。中公民館駐車場拡張事業も社会整備総合交付金事業であり、中公民館の駐車場拡張工事に充てるため借り入れるものです。過年補助災害復旧事業は、平成23年度に設定した債務負担行為事業である唐沢橋（町道御嵩1号線）復旧事業件委託及び町道井尻・大久後線復旧工事並びに井尻川③護岸復旧工事の事業費に充てるために借り入れるものです。過年単独災害復旧事業は、公共災害の採択基準に合致しなかったため、公共災害から取り下げ、平成24年度に工事を行うこととなった大西2号橋（町道中115号線）復旧工事に充てるため借り入れるものです。水道未普及地域解消事業は、水道事業が行う上之郷水道未普及地域解消事業の補助裏で借りる一般会計措置債を借り入れるものです。臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源でもあり、前年度と同額を計上しております。起債の利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、平成24年度御嵩町歳入歳出予算附属書類のほうで説明をさせていただきます。黄色の表紙の附属書類の1ページをお願いいたします。

平成24年度会計別予算総括表であります。御嵩町全体の平成24年度の予算額は116億7,700万円となり、前年度比5.1%、5億6,770万円の増額となっております。

2ページをお願いいたします。

一般会計当初予算の歳入のほうから大きなものや増減の要因となったものを中心に説明いたします。

歳入の町税であります。年少扶養、特定扶養の廃止等による増加が見込まれますが、減価償却費による固定資産税の減少により114万1,000円減額の23億7,511万9,000円を見込んでいます。

地方消費税交付金は、景気を持ち直しにより、前年度比1,000万円増額の1億6,300万円を見込んでいます。

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用者の減少により、前年度比1,500万円減額の1億100万円を見込んでおります。

自動車取得税交付金は、県の増税見込みにより、前年度比1,100万円増額の3,600万円を見込んでいます。

地方特例交付金は、地方税収増加に伴う子ども手当特例交付金などの減額により、前年度比2,220万円減額の900万円を見込んでいます。

地方交付税は、国の予算の増加に伴い500万円増額の11億7,200万円を見込みました。

分担金及び負担金は、特定鉦害復旧事業費負担金の減額などにより、前年度比1億9,501万5,000円減額の1億2,405万6,000円を見込んでいます。

国庫支出金は、9・20災害による道路河川災害復旧費負担金の増額及び児童手当、子ども手当負担金の減額、まちづくり交付金や社会資本整備総合交付金の減額などにより、前年度比9,904万7,000円減額の4億5,810万8,000円を見込みました。

県支出金は、子宮頸がん等ワクチン接種促進特例交付金の終了や、E-COバス運行補助事業に対するふるさと雇用再生特別基金事業費補助金の終了などにより、前年度比3,930万円減額の4億6,101万9,000円を見込みました。

繰入金は、繰り上げ償還に伴う減債基金からの繰り入れ、財源調整のための財政調整基金からの繰り入れ、水道未普及地域解消事業の本体工事に伴う水道未普及地域対策基金からの繰り入れなどにより、2億2,144万7,000円増額の2億9,319万7,000円を見込んでいます。

諸収入は、老人保健制度の廃止に伴う精算金の減額や、サマージャンボなどの宝くじ収益金、分配金の減額などにより、前年度比1,545万4,000円減額の5,547万1,000円を見込んでいます。

町債は、水道未普及地域解消事業、過年補助災害復旧事業などにより、8,450万円増額の5億3,760万円を予定しました。

この表の右欄の下段に依存財源と自主財源が載せてあります。この数字を見ていただきますと、依存財源は48.7%、自主財源は51.3%となっています。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出であります。議会費は、議員共済負担率の減などにより、前年度比798万6,000円減額の8,716万1,000円であります。

総務費は、平成23年度は県議会議員選挙や町長、町議会議員選挙の執行などがありましたが、企業誘致奨励金の減額などにより、前年度比4,100万8,000円減額の8億9,677万8,000円となっています。

民生費は、福祉医療費助成金や障害者自立支援給付費などの扶助費が増額となっていますが、上之郷保育園耐震工事の終了や子ども手当、児童手当の支給額の減額などが増額した額を上回っているため、7,174万4,000円減額の18億9,525万7,000円となっています。

衛生費は6億287万7,000円で、961万8,000円の減額となっています。これは、子宮頸がんワクチン予防接種対象者の減による個別予防接種委託料の減額や、し尿、塵芥、不燃物処理などに係る可茂衛生施設利用組合負担金などの減額によるものであります。

労働費は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業が商工費などの科目で計上されたことに伴い、前年に比べ389万7,000円減額の36万5,000円となっています。

農林水産業費は1億5,794万5,000円で1,018万7,000円の減額であります。これは、県単土地改良事業負担金や可児川防災等ため池組合負担金、県営ため池等整備事業負担金の減額であります。

商工費は、新規事業といたしまして、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した観光客来訪促進事業業務委託などにより505万3,000円増額の4,151万7,000円となっています。

土木費は8億1,663万9,000円で3,534万7,000円の減額であります。増額な主なものとしては、今後の豪雨災害に備えるための河川改修工事のため、河川改修測量設計委託、下水道の繰り上げ償還や不明水対策に係る下水道特別会計繰出金の増額などであります。また、減額では、社会資本整備総合交付金に係る事業費やまちづくり交付金事業であります都市計画道路大泥・茶田原線道路改良工事費の減額などであります。

消防費は2億7,020万4,000円で1,798万2,000円の減額であります。これは、第1分団消防車の購入事業の完了及び河川監査カメラ設置工事の完了に伴う減額、可茂消防事務組合負担金の減額などであります。

教育費は、小学校1・2年生のクラス編制を30人未満学級にするための講師報酬、御嵩公民館トイレ改修工事費及び中公民館駐車場拡張工事費、給食センターのボイラー更新及び給湯設備工事費の増額などに伴い5,364万4,000円増額の6億1,952万9,000円となっています。

災害復旧費は1億5,917万7,000円で9,016万4,000円の減額となっています。増額の主なものとしていたしましては、町道中10号線及び町道井尻・大久後線道路改良工事費及び大西2号橋復旧工事費などの道路橋梁町単災害復旧工事費、井尻川など河川公共災害復旧工事費などが増額となっています。減額といたしましては、特定鉱害復旧工事費及び動産移転仮住居費用補償費が2億270万円の減額となっています。

公債費は4億9,028万6,000円で2,761万4,000円の減額となっています。

諸支出金は2億3,126万5,000円で1億9,485万円の増額となっています。これは、水道事業において、国庫補助事業として実施されます水道未普及地域解消事業の本体工事に係る水道未普及地域解消事業出資金の増額によるものです。ちなみに、料金改定に伴う上水道事業の事業会計補助金は24年度で終了となります。

表の右側には、経常的経費と臨時的経費が載せてあります。予算の構成比として、経常経費が80.4%、臨時的経費が19.6%という数字になっています。

4ページをお願いいたします。

平成24年度歳出予算を科目別・性質別にあらわした表であります。この表につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

5ページは、歳出予算の財源内訳表であります。科目ごとに歳出総額に対する財源が何かを示したものです。これにつきましても後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

6ページから9ページまでは一般会計の人件費の明細表がつけてあります。備考欄には報酬、賃金の内容が載せてありますので、お目通しをお願いいたします。

10ページをお願いいたします。当初予算の規模の推移表であります。過去10年間の予算規模と対前年度比の調査表であります。

次に11ページは、実質公債費比率の推移（見込み）に関する調査表であります。平成24年度の下から4行目の実質公債費比率は13.6%で、前年度比0.1ポイントの増加見込みであります。下から2行目の起債年度末残高は46億7,503万円となっています。一番下の財政力指数は、基準財政需要額の伸びに対し、収入額の伸びが追いついていないことなどにより、平成22年度から減少してきております。なお、平成23年度見込みは12月補正後の数値に基づいて見込んでいます。24年度は当初予算数値により見込んでおり、平成22年度以前は決算数値であります。

次の黄緑色のページからは事業別予算説明書であります。

予算は、さまざまな事業に必要な経費を見積もり、科目ごとに集計したものであり、この事業別予算説明書は、各目内にどのような事業があるか、それらの担当、予算規模、予算額の増減、財源内訳、主な事業、特定財源の内訳がわかるように示した資料となっていますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

なお、別冊の桃色の表紙の主要施策の概要であります。各課・係別に事業別予算の概要及び主要施策の概要が載せてありますので、これも後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それではまた、予算書のほうに戻っていただきたいと思っております。

予算書の110ページをお願いいたします。このページから115ページまでは給与費関係の明細が載せてあります。詳細は省かせていただきますので、後ほどお目通しをいただきます。

116ページをお願いいたします。次の117ページまでは、以前と今回に債務負担行為を設定したもので、平成25年度以降にわたるものについて、平成23年度までの支出額、または支出見込み額及び平成24年度以降の支出予定額を示した調書であります。

118ページをお願いいたします。地方債の年度末における残高見込みをこの12月末時点であらわしたものであります。

先ほど説明しました附属書類11ページの実質公債費比率の推移（見込み）の年度末残高と同額となっております。

平成24年度一般会計予算の説明をさせていただきましたが、内容を精査の上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第5号、第6号、第7号について御説明します。なお、3件とも概略部分の主な項目を説明しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第5号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計予算から説明いたします。

平成24年度予算書の119ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8,800万円と定めるものです。前年度当初予算に比べ2,400万円、約1.2%の微増となります。この主な原因としましては、歳入においては、保険税収入額の低下や国庫補助金の減額が見込まれるものの、歳出における保険給付費の増嵩が引き続き予想されること、また平成22年度に一般会計より受けました借入金についての返済が始まることなどによるものです。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたしますので、125ページをお願いいたします。

歳入からですが、初めに国民健康保険税につきましては5億946万円で、全体の25.6%を占めています。市町村国保の抱える構造的な問題にあわせて、平成20年度に保険税率を改正して以来、据え置きである現在の状況では税収の伸びは期待できませんので、前年度と比べて1,263万4,000円の減額を見込んでおります。

3番目の国庫支出金につきましては、各種の負担金と財政調整交付金を合わせて3億9,427万7,000円で、全体の19.8%を占めていますが、このうち3億3,436万9,000円は、定率国庫負担である療養給付費等負担金です。また、財政調整交付金につきましては、国の調整配分の動

向なども考慮して減る見込みで、全体としても対前年比1,994万4,000円の減額であります。

4番目の療養給付費交付金は1億5,289万1,000円で、全体の7.7%を占めています。この交付金は退職者医療に対するもので、60歳から64歳までの該当者の増加により1,241万4,000円の増額となります。

次の5番目、前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの方の医療費に対する負担調整のための支払基金からの交付金で、現年度分と過年度分の精算分等を合わせて5億1,712万円で、全体の26%になります。

また、県支出金につきましては、保険財政健全化特別対策補助金や財政調整交付金などで1億1,185万7,000円で、前年度より2,798万9,000円の増額となりました。

共同事業交付金は、岐阜県下の市町村国保間の財政安定運営のための保険制度です。高額医療費及び保険財政共同安定化事業を合わせて2億1,374万3,000円を見込み、全体の10.8%を占めています。

9番目の繰入金につきましては、保険基盤安定制度などによる一般会計からの法定繰入金ですが、8,778万1,000円、前年度と比べて510万2,000円の減額となっております。

また、10番目の繰越金につきましては、現在の国保財政運営を考慮して9万4,000円、前年度に比べて638万7,000円の減額であります。

続きまして、歳出について説明いたします。次の126ページをごらんください。

2番目の保険給付費ですが、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など合計で13億6,350万5,000円と、前年度と比べて1,837万6,000円、約1.4%の増となりました。これは過去の実績と今後の動向を精査して見込んだものです。なお、この科目だけで歳出予算全体の68.6%を占めています。

後期高齢者支援金は、後期高齢者医療の40%を国保や被用者保険が負担するもので2億4,864万9,000円、対前年度比1,372万8,000円の増、全体の12.5%を占めています。

4番目の前期高齢者納付金については53万2,000円です。

老人保健拠出金については、医療費拠出金を廃目とし、事務費拠出金のみとしまして1万6,000円、また40歳から64歳までの被保険者から徴収しました介護納付金は9,053万2,000円です。

7番目の共同事業拠出金は2億1,378万3,000円となり、前年度と比べて1,855万9,000円の減額となっております。

さらに、8番目の保健事業費につきましては、健康診断料助成などの疾病予防費と義務化されて4年目を迎える特定健診、特定保健指導の事業費などに2,346万7,000円を計上いたしました。

10番目、諸支出金につきましては、平成22年度の財政運営において、一般会計からの借り受けました借入金の返済が始まりますことから2,657万円となっております。

予備費につきましては188万7,000円で、収支の調整をしております。

なお、予算書の127ページから141ページまでが明細書となっております。歳入歳出予算書の附属資料については、主要施策の概要つづり33ページが関係分となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

最後ですが、この2月1日現在の加入世帯数が2,853世帯、被保険者数は5,252人となっております。前年より38世帯、242人の増加という状況でございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の143ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,700万円と定めるものです。合計予算額では、前年度に比べ1.2%、200万円の増額となっております。

詳細については事項別明細書147ページをお願いいたします。

歳入ですが、1番目の保険料は1億1,907万3,000円で、全体の71.3%を占め、前年度より160万5,000円の増額となっております。後期高齢者医療の保険料率は、岐阜県の広域連合により2年ごとに見直しされていますが、来年度より均等割額が4万670円、所得割率が7.8%と、軽減後の1人当たり平均保険料額が5万6,423円、約4%上昇することが決定されました。75歳以上の被保険者数は、特別徴収と普通徴収分を合わせて約2,500人を見込んでいます。

3番目の後期高齢者医療広域連合支出金につきましては133万9,000円、特定健診での健診委託料を見込んでいます。

4番目の繰入金につきましては4,371万7,000円で、対前年度108万6,000円の増額です。事務費や特定健診費用及び保険基盤安定繰入金の広域連合への負担分に係る一般会計からの繰入金でございます。

繰越金は277万6,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について説明いたします。次の148ページをお願いいたします。

初めの総務費は事務費と徴収費で合計243万1,000円です。

2番目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億5,975万9,000円で、全体予算の95.7%を占めており、対前年度314万5,000円の増となります。これは広域連合への保険料や事務費などの負担金です。

3番目の保健事業費は、特定健診、ぎふすこやか健診に係る事業費で194万円、次の諸支出金50万1,000円は、過年度保険料などの還付金を予定しています。

また、予備費は236万9,000円を計上しています。

詳細につきましては、予算書の149ページから153ページ、主要施策の概要つづりは34ページに関係分がありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の155ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条では、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,800万円と定めるものです。

第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500万円と定めるものです。

合計金額では12億7,300万円、前年度当初予算に比べて3.6%、4,370万円の増額となっております。これは、先ほど町長の施政方針の中にもございましたが、加速する高齢化と介護サービスの受給により、今後もふえ続けることが予想されます介護保険給付費の増額が大きな要因となっております。

それでは、163ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

まず初めに保険料は、特別徴収、普通徴収合わせて2億5,715万8,000円を見込んでおり、全体の20.3%です。これは65歳以上の第1号被保険者の保険料ですが、平成24年度からは第5期介護保険事業計画が始まり、保険料率の改定を予定しており、前年度より1,422万1,000円の増額でございます。保険料の改定につきましては、この後の議案第20号、介護保険条例の一部改正の中で御説明いたします。

3番目、国庫支出金は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%の国庫負担金と調整交付金、地域支援事業に係る補助金等を合わせて2億8,553万3,000円となり、全体の22.5%を占めており、対前年度比993万5,000円の増額となっております。

4番目の支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料の分などですが、第5期計画からは給付費の29%とされておりまして、3億5,612万9,000円の全体の28.1%で、こちらも1,429万6,000円の増額となっております。

5番目、県支出金につきましては、負担金が給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%などで、

補助金と合計で1億7,992万7,000円、前年度より872万円の増額となります。

6番目の繰入金は、一般会計からの介護給付費の12.5%の繰入金や事務費繰入金、サービス勘定からの繰入金で1億8,125万8,000円で、66万2,000円の増額です。

繰越金につきましては677万4,000円、前年度と比べて480万4,000円の減額となっております。

一番下の諸収入は、介護予防教室など利用者負担金を見込んでおります。

続きまして、歳出について説明いたしますので、164ページをお願いいたします。

初めの総務費では、事務費や賦課徴収費、介護認定費ですが、介護保険制度改正に伴うシステム改修が平成23年度に終わり1,919万4,000円、前年度に比べ452万1,000円の減額となっております。

次の保険給付費では、訪問、通所、短期入所などの居宅サービスや各種の施設サービス、そして介護予防サービスなどの負担金、高額介護サービス負担金などを合わせて11億7,745万1,000円、前年度と比べて4,829万5,000円、4.3%の増額となっております。これは前年度の実績と要介護認定者の増加、介護度の重篤化傾向などを考慮した計上となっております。なお、この科目だけで歳出予算全体の92.9%を占めております。

3番目の基金積立金につきましては、前年度比較996万7,000円増の1,002万7,000円を計上いたしました。

また諸支出金は、例年発生します前年度の介護保険事業精算に伴う償還金です。

5番目の地域支援事業費は、筋力トレーニング教室など各種の介護予防事業経費と配食サービスや寝たきり高齢者の介護者手当など、高齢者生活支援のための包括的支援事業の経費4,363万2,000円を計上しております。

予備費につきましては、収支の調整をしております。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたします。

181ページをお願いいたします。

ここからは、要支援1及び2の方を対象に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス勘定です。

歳入ですが、1番目のサービス収入495万3,000円は、要支援認定者のサービス計画策定による介護報酬収入です。この部分で歳入予算全体の99.1%を占めております。

182ページをお願いいたします。

歳出ですが、事業費220万2,000円は、介護予防プラン作成のための居宅介護支援事業費です。来年からは、プラン作成を委託方式から直営方式へシフトさせていく予定でございます。

諸支出費271万3,000円は、保険事業勘定へ繰り出す見込みです。

サービス勘定全体では500万、前年度に比べ70万円の増額となっております。

最後になります、2月初めの65歳以上高齢者、介護保険の第1号被保険者数は4,694人、
昨年同時より70人増加、また介護認定者は768人で、昨年より55人ふえております。

なお、歳入歳出予算の附属資料につきましては、別冊の主要施策の概要の35ページ、36ページが関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、3件の当初予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第9号 平
成24年度御嵩町水道事業会計予算について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第8号、議案第9号について御説明いたします。

2件とも主な項目を説明させていただきますので、よろしくお願
いします。

初めに、議案第8号 平成24年度御嵩町下水道特別会計予算についてから御説明
いたします。
予算書の185ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算をそれぞれ8億6,300万円とさせていただくものでござ
います。

第2条の地方債は、第2表で説明させていただきます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円とするものであります。

第4条は、歳出予算の流用を定めるものでございます。

189ページの第2表 地方債をお願いいたします。

起債の目的といたしまして、公共下水道建設事業にこの限度額を7,220万円、また流域下
水道事業負担金にこの限度額を2,780万円とさせていただき、起債の総額として1億円を計上
しております。この起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいた
します。

続いて、191ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表にて説明させていただきます。初めに歳入です。前年度
比較が大きいものを説明いたします。

款01分担金及び負担金の1,314万8,000円は、主に平成23年度整備された区域からの受益者負
担金です。整備区域の減少により、前年度比で225万5,000円の減としております。

02使用料及び手数料は、主に下水道使用料で1億8,572万8,000円です。接続世帯の増により、
前年度比で1,077万5,000円の増としております。

03国庫支出金は4,610万円です。公共下水道整備事業の増により、前年度比2,610万円の増と

しております。

05繰入金は一般会計繰入金で4億9,371万2,000円です。下水道事業債の元金及び利子償還金並びに不明水対策費に充当するための繰入金で、繰り上げ償還分の約3,300万円を含んでおりますので、前年度比3,730万円の増としております。

08町債は、先ほど御説明させていただきました第2表のとおり1億円です。公共下水道建設事業の増により、前年度比4,010万円の増としております。

以上、歳入合計といたしまして8億6,300万円、前年度比1億1,300万円の増としております。次ページの歳出をお願いいたします。

款01下水道事業費の3億8,116万5,000円は、下水道維持管理費として流域下水道への維持管理負担金や監視管理委託料などです。また下水道建設費では、設計委託料、工事請負費、流域下水道事業建設負担金などとなっております。公共下水道整備事業、不明水対策事業の増により、前年度では9,111万7,000円の増となりました。23年度は、22年度の繰越明許として事業費が1億10万円ございましたので、実質的にはほぼ同規模でございます。

03公債費の4億7,931万7,000円は、下水道事業債の元金及び利子償還のほか、公的資金補償金免除繰上償還金及び一時的に借り入れた場合の利子を計上しております。繰り上げ償還金約3,300万円を含んでおりますので、2,241万2,000円の増となりました。

以上、歳出合計は8億6,300万円、前年度比1億1,300万円の増としております。

以下、193ページから歳入・歳出の明細としております。

また、附属書類として、主要施策の概要の37、38ページには事業概要を掲載しておりますので、後ほどあわせてお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、平成24年度御嵩町下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の207ページをお願いします。

議案第9号 平成24年度御嵩町水道事業会計予算について御説明させていただきます。

第1条は、当会計予算を定める総則です。

第2条は、業務の予定量を給水件数6,300件、年間総給水量を215万立方メートル、1日平均給水量を5,800立方メートルと予定し、主な建設改良事業といたしましては、上之郷地区の水道未普及地域解消事業、送配水管及び施設改良事業、共和台地区等の下水道関連移設事業を予定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入の第1款水道事業収益を4億7,500万円計上いたしました。主な収入は、第1項営業収益の4億5,793万6,000円です。これは水道使用料の給水収益が主な収入となっております。

また、第2項の営業外収益の1,704万4,000円は、一般会計からの補助金と下水道会計からの課長分の人件費負担金を計上しております。

次に支出でございます。第1款水道事業費用として4億7,500万円計上しております。主な支出といたしましては、営業費用の4億5,160万5,000円です。この主な支出は、県水の受水費、施設の修繕費、施設監視や料金収納等の委託料、減価償却費などとしております。

また、第2項の営業外費用の2,077万8,000円は、企業債利息と消費税の支出を予定するものでございます。

第4項の予備費は、予算の充用に備えるものでございます。

次のページ、209ページでございます。第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款として資本的収入でございますが、3億9,200万円を計上しております。主な収入といたしまして、第2項の出資金は2億2,025万円、一般会計より出資を受けるもので、第4項の国庫支出金1億4,570万円とあわせ上之郷地区の水道未普及地域解消事業第1-1工区の送・配水施設建設工事及び第2工区の詳細設計を予定するものでございます。

第3項の負担金2,605万円は、給水申込金、下水道関連工事負担金を予定するものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出といたしまして6億3,700万円を計上いたしております。この主な支出は、第1項建設改良費の4億9,705万2,000円、主な支出は、上之郷水道未普及地域解消事業に3億6,595万円、送・配水管改良及び施設改良工事5,310万円、共和台地区等の下水道関連移設工事に2,700万円を予定するものでございます。

また、第2項の償還金の1億3,994万8,000円は、企業債の元金償還金を計上させていただいたもので、このうち約1億300万円は繰り上げ償還額となっております。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に対して不足いたします2億4,500万円は、過年度損益勘定留保資金1億2,493万2,000円及び当年度損益勘定留保資金9,800万円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,206万8,000円で補てんするものでございます。

次に第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

次のページをお願いします。次のページの210ページの第6条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第8条は、減価償却費に充当するため、一般会計からの補助金の額を1,100万円とするものでございます。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を500万円と定めるものでございます。

次ページ以降は、実施計画書、資金計画書などの関係書類となっておりますので、よろしくお願ひします。

また、附属書類として主要施策の概要の39、40ページには事業概要を掲載しておりますので、後ほどあわせてお目通しをいただきますようお願ひします。

以上で、平成24年度御嵩町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（谷口鈴男君）

次に、補正予算に入ります。

議案第10号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 田中康文君。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案つづりの4ページをお願ひいたします。

議案第10号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、平成23年度予算全般について、年度末でもあり、事業費の確定や今後の支出見込みの精査などによる歳入・歳出ともに細かな補正が多くあります。既に各委員会、協議会においてそれぞれ担当課から詳しく説明させていただいておりますので、私からは主なものを説明させていただきます。

それでは、赤のインデックス、補正予算の御嵩町一般会計補正予算（第5号）の1ページをお願ひいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,767万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,411万4,000円とするものです。

次の第2条の繰越明許費の補正、第3条の債務負担行為の補正及び第4条の地方債の補正につきましては、「第2表 繰越明許費補正」、「第3表 債務負担行為補正」及び「第4表 地方債補正」により御説明をさせていただきます。

7ページをお願ひいたします。

第2表 繰越明許費補正につきましては、追加及び変更並びに廃止を行うものであります。繰越明許費の追加につきましては、土木費の道路橋梁費の3工事につきましては、社会資本整備総合交付金事業で、河川協議に時間を要したことなどの理由により年度内に工事の完成が見込めなくなったため繰り越しを行うものであります。都市計画費の都市計画道路大泥・茶円原線道路改良工事はまちづくり交付金事業で、9・20災害により工事着手が遅延したため、年度内に工事の完成が見込めなくなったため繰り越しを行うものであります。

消防費の消防ポンプ自動車購入事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業で、震災の影響により、消防車両用シャーシの生産遅延により、また顔戸字構地内防火水槽用地分筆測量業務につきましては、分筆測量に伴う筆界確定に時間を要するため繰り越しを行うものであります。

教育費の中公民館防災拠点施設整備事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業であります。事業対象用地の境界確定がおくれたことなどにより、年度内に事業の完了が見込めないため繰り越しを行うものであります。

災害復旧費のうち農林水産業施設災害復旧関係の3事業につきましては、河川工事との調整や砂防指定地内の協議などにより、年度内の完成が見込めないため繰り越しを行うものであります。公共土木災害復旧関係の2事業につきましては、公共災害復旧費国庫負担金事業の債務負担事業であります。平成23年度分の工期が短く、年度内完成が見込めないため繰り越しを行うものであります。農地等災害復旧費の特定鉱害復旧事業につきましては、家屋等復旧事業において、家屋所有者との協議に時間を要し、年度内完成が見込めないため繰り越しを行うものであります。

以上13件の繰越明許費の追加に係る金額の合計額は4億1,653万円であります。

また、8ページの繰越明許費の変更につきましては、昨年11月の第4回臨時会におきまして、繰越明許費の議決をいただきました工事のうち10件につきましては、公共災害査定により額が確定したことに伴う金額の変更であります。

なお、上から2つ目の事業であります町道上之郷143号線（小原橋）復旧工事につきましては、名称の変更も行っております。

9ページをお願いいたします。

繰越明許費の廃止であります。同じく第4回臨時会におきまして、繰越明許費の議決をいただきました工事のうち、表にあります8件につきましては、当該年度内に事業完了が見込まれるため、繰越明許費の廃止を行うものであります。

10ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正につきましては、大西2号橋（町道中115号線）復旧事業計画委託を平成23年度から2カ年で工事を実施するため、債務負担行為の設定を行いましたが、公共災害の採択基準に合致しなかったため、公共災害から取り下げを行うため、債務負担行為の廃止を行うものであります。

11ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正の変更であります。地方道路等整備事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業4事業のうち、町道四十八杉ヶ崎線道路改良工事に係る1,290万円のみを借

り入れるため、金額の変更を行うものであります。

次に、まちづくり交付金整備事業につきましては、都市計画道路大泥・茶円原線道路改良工事の事業費減額に伴い、限度額を1,130万円減額し2,750万円に変更するものであります。

災害復旧債につきましては、災害査定によりまして、事業費が減額されたことに伴い、公共土木施設災害復旧債及び農地農林施設災害復旧債を合わせて1,740万円減額し、1億1,130万円に変更するものであります。

12ページをお願いいたします。

地方債の廃止であります。県道改良事業負担金負担事業につきましては、県道改良事業が行われなかったため廃止するものであります。消防防災施設整備事業及び中公民館防災拠点施設整備事業につきましては、財源が確保できたことにより借入金を廃止するものであります。

15ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

町税の町民税については、精査に伴う補正であります。個人分、法人分合わせまして3,300万円の増額を見込んでいます。

固定資産税につきましては、償却資産の減少により2,700万円の減額となっています。

たばこ税については、重量割が当初見込みを上回るため1,400万円の増額となっています。

地方特例交付金につきましては、子ども手当地方特例交付金の交付決定により326万7,000円の増額となっています。

16ページの分担金及び負担金の分担金の災害復旧費分担金843万5,000円の減額につきましては、公共災害査定による減額に伴うものであります。

負担金の民生費負担金の社会福祉費負担金440万5,000円は、措置された方に所得のある方が多かったことによる増額であります。保育料現年度分は、入園児が21名増加したことによる増額であります。他市町村児童運営受託負担金413万5,000円は、他市町村から受け入れている園児が5名増加したことによる増額であります。

災害復旧費負担金の特定鉦害復旧費負担金は、比衣・顔戸地区の鉦害復旧工事の工期の延長に伴うアパートや町営住宅の入居費に係る負担金の増額であります。

17ページをお願いいたします。

下段の国庫支出金の民生費国庫負担金の子ども手当負担金6,343万円は、1人当たり支給額の減少に伴う減額であります。

公共災害復旧費国庫負担金は、災害査定による道路河川災害復旧費負担金の減額であります。

18ページの国庫補助金の総務費国庫補助金1,085万円の減額につきましては、都市計画道路大泥・茶円原線道路改良工事の事業費の減少に伴うまちづくり交付金の減額であります。

民生費国庫補助金の次世代育成支援対策交付金は、その下にあります子育て支援交付金に名

称変更を行い、増額補正を行っております。

災害復旧費国庫補助金2,265万3,000円の減額は、農地関係災害復旧事業の査定による減額であります。

19ページをお願いいたします。

県支出金の民生費県負担金の保険基盤安定負担金704万1,000円は、負担金の確定見込みによる減額であります。

土木費県負担金の地籍調査事業負担金517万5,000円の減額は、県の採択事業の減による減額であります。

20ページの総務費県補助金の電源立地地域対策交付金768万2,000円は、交付金の額確定に伴う増額であります。総務費補助金の市町村振興補助金180万円につきましては、門前橋及び顔戸橋付近に設置しました河川監視カメラ設置事業及び防災行政無線移動局無線機購入事業並びに御嵩町商店街街路灯LED化改修補助事業の3つの事業に係る補助金であります。

民生費県補助金の社会福祉費補助金の障害者自立支援対策臨時特別交付金243万円の減額は、障害者自立支援事業所への移行に伴う運営費の激変緩和に係る交付金であります。対象事業所がなかったことに伴う減額であります。福祉医療費補助金のうち、重度心身障害者乳幼児母子及び父子医療費補助金につきましては、補助率が100分の40から100分の45に変更になったことによる増額であります。

労働費県補助金の205万8,000円の減額は、E-COバス運行委託事業及び緊急雇用創出事業の5事業の事業費の確定見込みによる減額であります。

21ページをお願いいたします。

県補助金の土木費県補助金の耐震補強工事補助金162万円の減額は、3件分の申請を予定していましたが、補助金申請がなかったことによる減額であります。

委託金の総務費委託金の県税徴収費委託金100万円は、当初見込み額を上回ったことによる増額であります。

22ページの寄附金の指定寄附金32万1,000円は、可茂陸砂利協同組合及びみたけ幼稚園並びに可児ライオンズクラブからの指定寄附金であります。

繰入金の財政調整基金繰入金の5,700万円の減額は、財政調整基金の取り崩しを行う必要がなくなりましたので、減額を行うものであります。

ふるさとふれあい振興基金繰入金及びふるさとみたけ応援基金繰入金につきましては、事業費の確定見込みに伴う減額であります。

土地開発基金繰入金の2億5,952万8,000円は、基金条例の一元化による御嵩町基金条例の制定に伴い土地開発基金条例の見直しを行い、基金の額を4億5,000万円から2億円に減額する

ことにより、これに伴う差額を減債基金へ積み立てるため、基金の取り崩しを行うものであります。

24ページをお願いいたします。

諸収入の雑入の後期高齢者医療療養給付費負担金精算金1,636万7,000円は、過年度の精算金であります。東日本大震災に係る求償負担金99万7,000円は、災害救助法の規定により、御嵩町が実施しました岩手県への保健師の派遣並びに岩手県及び宮城県への防災備蓄品の支援に係る費用について、支援先の県に対する求償に係る負担金であります。なお、支援先の県は、これに係る費用につきましては、国へ請求することとなります。

町債につきましては、先ほど地方債補正の変更及び廃止で説明をいたしました合計で7,410万円の地方債の減額であります。

次に、25ページをお願いいたします。歳出について御説明いたします。

歳出につきましても、歳入と同様に事業費の確定によるものや支出見込みによる額の補正を行っています。

まず最初に、議会費につきましては、議員の辞職及び新人議員の期間率変更などによる減額であります。

26ページの総務費の目06企業立地推進費の負担金補助及び交付金4,170万円の減額は、今年度の設備投資を見込んでいた分の投資がなかったこと、及び豊精密工業株式会社が雇用要件を満たしていなかったことによる減額であります。

27ページをお願いいたします。

27ページの目11まちづくり推進費の負担金補助及び交付金423万3,000円の減額は、活動団体の減及び施設整備の減に伴う減額であります。

財政調整基金費は、歳入歳出を精査しまして5,542万7,000円を積み立てるものであります。

減債基金費2億5,942万9,000円は、土地開発基金の額を2億円に変更することに伴い、変更後の基金の額との差額を減債基金に積み立てるものであります。

福祉向上基金費の5万円は、ライオンズクラブからの寄附金を積み立てるものであります。

29ページをお願いいたします。

民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の扶助費1,600万円は、今後の支出見込みの精査による増額であります。

目02国保年金事務等取扱費の繰出金701万6,000円の減額は、額確定見込みによる減額であります。

31ページをお願いいたします。

老人福祉費の扶助費の養護老人ホーム措置費436万円の減額は、措置対象者の移動に伴う減

額であります。

目05介護保険費の繰出金586万8,000円は、介護給付費の増額などに伴う繰出金の増額であります。

福祉医療費の扶助費919万5,000円の減額は、福祉医療費の減額見込みなどに伴う減額であります。

32ページの目01児童福祉総務費の扶助費の子ども手当6,506万1,000円の減額は、子ども手当支給額の減額によるものであります。

児童運営費の需用費7万2,000円は、みたけ幼稚園からの寄附金により、ぽっぽかんの遊具を購入するものであります。委託料490万円は、他市町村の委託園児の増加及び御嵩保育園への入園児の増加に伴う増額であります。

33ページをお願いいたします。

33ページの衛生費の目02予備費の需用費346万円の減額は、麻疹・風疹混合ワクチン単価の減少及び使用数量の減によるものであります。委託料543万1,000円の減額は、高齢者インフルエンザ個別接種委託料の精査に伴う減額であります。34ページの扶助費の240万円の減額は、契約医療機関以外での接種者が少なかったことによる減額であります。

母子保健費の需用費20万円は、可茂陸砂利協同組合からの寄附金により、保健センターにおける発達相談や予防接種時等に子供たちが使用する遊び道具を購入するものであります。委託金317万7,000円の減額は、妊婦健康診査委託料の精査に伴う減額であります。

成人保健費の委託料383万6,000円の減額は、各種検診委託料の精査に伴う減額であります。

35ページをお願いいたします。

環境衛生費の負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置整備事業補助金490万3,000円の減額は、合併処理浄化槽整備基数の確定による減額であります。今年度は16基の設置に対し補助を行いました。

39ページをお願いいたします。

土木費の土木総務費の負担金補助及び交付金の県道改良事業負担金1,500万円の減額は、今年度、事業が実施されなかったことによる減額であります。

40ページの道路橋梁費の道路新設改良費の公有財産購入費6,900万円1,000円は、土地開発基金で保有している土地の買い戻しに係る土地購入費6,837万4,000円及び町道御嵩1号線道路改良工事に係る用地購入費62万7,000円であります。

項04都市計画費の街路事業費の工事請負費2,612万5,000円及び補償、補填及び賠償金10万円の減額は、都市計画道路大泥・茶田原線道路改良工事の事業費の減に伴う減額であります。

41ページをお願いいたします。

地籍調査費の委託料792万7,000円の減額は、県採択事業費の減に伴う委託料の減額であります。

住宅管理費の工事請負費212万1,000円の減額は、高倉住宅1棟6戸の解体工事の額確定に伴う減額であります。

42ページの消防費の非常備消防費の備品購入費の150万円の減額は、消防団員用訓練服等の購入を備品購入費から需用費に科目変更を行うものであります。

43ページをお願いいたします。

教育費の小学校費及び中学校費は、理科教育等施設整備国庫補助金及びふるさとみたけ応援寄附金の充当に伴う財源内訳の変更であります。

44ページの文化財維持費50万円の減額は、可児薬師祭礼に係る補助金であります。実施年度の予算で支払うことに変更したことに伴う減額であります。

45ページをお願いいたします。

項05保健体育費の学校給食センター費の需用費50万円は、ボイラー用重油単価の増と使用量の増に伴う増額であります。なお、平成24年度はボイラーの更新を予定しております。

46ページの災害復旧費の耕地災害復旧費の工事請負費3,900万円の減額は、災害査定による事業費の減に伴う減額であります。負担金補助及び交付金1,300万円の減額は、農地農業用施設補助金の申請件数の減少に伴う減額であります。

公共土木災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費の委託料及び工事請負費につきましては、災害査定による事業費の減に伴う減額であります。公有財産購入費3万9,000円は、唐沢橋災害復旧工事に係る用地代であります。補償、補填及び賠償金99万3,000円は、唐沢橋災害復旧に係る工作物の補償費及び町道井尻・大久後線道路改良工事に係る井戸の補償費であります。

河川災害復旧費の工事請負費1,200万円の減額につきましては、災害査定による事業費の減に伴う減額であります。

47ページをお願いいたします。

農地等災害復旧費の補償、補填及び賠償金218万9,000円は、顔戸・比衣地区特定鉱害復旧事業の工期の延長に伴う動産移転仮住居費補償費の増額であります。

公債費の元金及び利子につきましては、臨時財政対策債の利子の5年ごとの見直しにより、金利が下がったことによる金利の減額及び金利が下がったことにより1年間に支出する償還額が決まっているため、これに伴う元金の増額であります。なお、翌年度以降は利率の見直しに伴い、元金、利子の償還額が変更となってまいります。

49ページから51ページまでが給与費の明細書となっておりますので、内容につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第11号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第12号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第13号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第11号、第12号、第13号について御説明いたします。

初めに、議案第11号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書の補正予算関係、黄緑色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,988万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,586万円とするものです。

今回の補正につきまして主なものは、歳入では保険財政共同安定化事業などの交付金の確定に伴う減額、一般会計からの繰入金の減額です。また、歳出では保険給付費の増額と共同事業拠出金及び予備費の減額によるものです。

それでは、6ページをお願いいたします。

項目ごとに御説明いたします。

歳入からですが、国庫支出金、国庫負担金163万5,000円の減額につきましては、療養給付費等負担金の交付見込み額精査による418万9,000円の増額と、高額医療費共同事業拠出金の確定による負担金補助255万4,000円の減額によるものです。

また2段目、国庫補助金は、出産育児一時金補助金の確定見込みによる14万円の減額です。

3段目の療養給付費交付金は、支払基金からの退職者医療費相当分の交付金ですが、見込み額が確定し、271万4,000円を減額します。

7ページにわたりますが、県支出金、県補助金51万8,000円の増額は、国保財政健全化特別対策費補助金で、福祉医療費助成に係る分の見込みによるものです。

同じく県支出金の高額医療費共同事業負担金は、国庫支出金と同じく事業拠出金の4分の1を補助するもので、確定により255万4,000円を減額します。

3段目、共同事業交付金3,209万6,000円の減額は、高額医療費共同事業交付金が3,922万2,000円と保険財政共同安定化事業交付金が1億3,775万2,000円に交付金額が確定したことに

よるものです。

その下、繰入金、一般会計からの繰入金は、事務費繰入金20万円の増額と保険税軽減相当分の保険基盤安定繰入金938万9,000円の減額、8ページにまいりまして、出産育児一時金の見込みによる繰入金261万2,000円の増額と国保財政安定化支援対策の繰入金が確定することによる43万9,000円の減額です。

そして、中段以降、諸収入といたしまして、滞納整理による延滞金収入54万9,000円の増額と第三者納付金などによる雑入を193万円増額させております。

9ページをお願いいたします。続きまして、歳出を御説明いたします。

総務費、総務管理費60万1,000円の増額は、岐阜県国保連合会への負担金です。

また中段の徴税费、収納率向上特別対策事業費23万円の減額は、臨時職員の社会保険料です。

また、保険給付費については、療養諸費としまして、年間の療養報酬負担金の見込みにより一般被保険者療養給付費を2,600万円増額、退職被保険者等療養給付費は財源内訳の変更のみです。

審査支払手数料は支出減少見込みにより50万円を減額いたします。

10ページに参ります。

同じく保険給付費ですが、退職被保険者等高額療養費は、支払いの増加見込みにより50万円の増額、中段の出産育児一時金は、歳入による財源内訳の変更です。

一番下の共同事業拠出金、合計で5,807万6,000円の減額は、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の拠出金がそれぞれ確定しましたことによるものです。

11ページをお願いいたします。

保健事業費については、臨時職員の社会保険料と健康診査などで郵便料やデータ管理手数料、備品購入費の減額、また負担金282万9,000円の減額は、特定健診受診者数確定見込みによるものです。

最後に予備費は、収支見込みによる調整であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書、薄紫色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,157万7,000円とするものです。

それでは、事項別明細書の中の4ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

初めに、広域連合支出金の6万6,000円の増額につきましては、保健事業の健康診査委託料

が確定したことによるものです。

また雑収入は、平成22年度の、これも健康診査に係る保健事業費負担金の還付が発生しましたことによる精算金4万3,000円の増額です。

続きまして、歳出は5ページをお願いいたします。

保健事業費、健康保持増進事業費、健康診査費は、後期高齢者医療で行いますぎふすこやか健診の健診者名簿等の電算処理委託料の減額15万円です。

また諸支出金は、過年度保険料還付金の確定による17万6,000円の減額です。

そして、最後に予備費は、収支調整のため43万5,000円を増額いたします。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を終わります。

続きまして、議案第13号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,033万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,869万7,000円とするものです。

第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ468万2,000円とするものです。

今回の補正につきまして、保険事業勘定で主なものは、歳入では支払基金交付金や繰入金が増額、また歳出では、保険給付費の増額と償還金の減額です。

それでは、7ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

国庫支出金のうち国庫負担金618万9,000円の増額は、現年度及び過年度分介護給付費負担金の確定によるものです。

次の国庫補助金の各種交付金は、それぞれの額の確定によるものです。

また、その段4つ目は、介護報酬改定に伴うシステム改修費への補助金115万5,000円の増額です。

下段の支払基金交付金1,354万5,000円の増額は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金の確定によるものです。

8ページをお願いします。

県支出金の県負担金676万2,000円の増額は、介護給付費負担金額確定によるものです。

また、中段の県補助金の地域支援事業交付金につきましても、金額が確定したことによる67万2,000円の増額です。

下の繰入金、一般会計からの繰入金586万8,000円の増額は、介護給付費の12.5%分の事業精

査によるものと事務費の確定見込みによるものです。

9ページをお願いいたします。

同じく繰入金ですが、介護サービス事業勘定繰入金は171万5,000円の増額、介護給付費準備基金繰入金は556万1,000円の増額です。

また諸収入は、雑入としまして96万円の増額です。

10ページをお願いします。続きまして、歳出について説明いたします。

初めに、総務費、総務管理費、一般管理費は、システム改修の科目変更と金額確定によります11万5,000円の増額です。

中段の認定費は、介護認定調査と審査のための費用過不足を補正する26万円の減額です。

また、下の趣旨普及費は、パンフレット等印刷費が確定したことによります29万円の減額です。

11ページをお願いいたします。

上段の保険給付費は、各介護サービス事業の今年度の追加支出負担金を見込みまして、5,958万1,000円の増額。

また、中ほどの審査支払手数料も8万1,000円の増額です。

一番下の諸支出金1,915万円の減額は、療養給付費負担金の過年度分償還金が確定したことによるものです。

12ページをお願いいたします。

地域支援事業費ですが、介護予防事業費は、筋力トレーニングや口腔保健など各種の介護予防教室事業費の精査、生活機能評価負担金の見込み金額確定による126万8,000円の減額です。

また、中ほどから13ページにかけてございます包括的支援事業等費では、配食サービス、日常生活用具給付などの支援が必要な高齢者のための委託事業や助成事業の支出見込み金額が確定しましたことにより、合計で241万8,000円の減額を計上させていただきました。

そして、最後の予備費394万円は、収支の調整であります。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたしますので、16ページをお願いいたします。

歳入ですが、サービス収入19万5,000円の増額につきましては、年間のサービス計画作成委託件数の見込みによるものです。

歳出にまいります。

事業費の居宅介護支援事業費は、介護予防プラン作成件数の減少による委託料など合計で152万円の減額です。

そして、諸支出費の保険事業勘定への繰出金は171万5,000円の増額でございます。

以上で、3件の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第14号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

議案第14号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

補正予算の水色の表紙の御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）をお願いします。

今回の補正につきましては、年度末でもあり、事業費の確定や今後の支出の見込みの精査により歳入・歳出とも細かな補正を行っています。

まず、1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の内部において追加及び減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額8億1,210万円は変更しないものとするものでございます。

第2条の地方債の補正は、4ページをお願いします。

第2表 地方債補正といたしまして、公共下水道建設事業分を280万円減額し、起債の限度額を4,560万円と、流域下水道事業負担金分を100万円減額し、起債の限度額を2,570万円とするものでございます。この起債の方法、利率及び償還方法の変更はございません。

6ページをお願いします。歳入補正から御説明いたします。

下水道使用料及び次の目、下水道手数料は、決算見込みによりそれぞれ471万1,000円の増額、1万3,000円の増額です。

繰入金の目01一般会計繰入金につきましては、公債費の利子確定により86万7,000円の減額。諸収入の目01雑入は、指定店登録手数料等の収入減による5万7,000円の減額です。

7ページをお願いいたします。

町債につきましては、先ほど御説明いたしました公共下水道事業分、流域下水道事業負担金分とも事業確定見込みにより380万円の減額でございます。

次に、8ページをお願いします。ここからが歳出でございます。

初めに、項01下水道管理費の目01下水道維持管理費では、決算見込みにより906万8,000円の減額とするものでございます。それぞれの詳細は、節12の役務費が10万円の減額、節13の委託料は入札差金等により164万7,000円の減額、節14の使用料は1万円の減額、節19の負担金は、流域下水道維持管理負担金の処理単価が1立方メートル当たり64円から53円に減額となったこと等による731万1,000円の減額です。

次に、項02下水道施設費です。目01下水道建設費では、決算見込みにより404万9,000円を減額するものでございます。節08の報償費は猶予解除地の一括納付がふえたこと等によりまして25万円の増額、節13の委託料及び節15の工事請負費は、入札差金等によりそれぞれ99万2,000円の減額、287万5,000円の減額、節16の原材料費は35万円の減額、節19の負担金は、流域下水道建設負担金額確定等による108万2,000円の減額でございます。次のページをお願いいたします。節22の補償費は、水道移転補償費が事業増の見込みにより100万円の増額でございます。

公債費の利子につきましては、利子額確定により86万7,000円の減額です。

予備費は、歳入歳出補正の差額1,398万4,000円を増額いたしまして、次年度への繰越金とするものでございます。

以上で、下水道特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻を午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時01分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

これより条例関係に入ります。

議案第15号 御嵩町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 御嵩町基金条例の制定について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 田中康文君。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案つづりの6ページをお願いいたします。

議案第15号 御嵩町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

御嵩町交通安全対策会議条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、交通安全対策基本法の一部改正が行われたことに伴い、関係条例を確認しましたところ、御嵩町交通安全対策会議条例の中の語句等の見直しが必要と判断されましたので、御嵩町交通安全対策会議条例の一部改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、資料つづりの2ページ、3ページをごらん

ください。

新旧対照表の下線の引いてある箇所が条例の一部改正箇所であります。

改正内容としまして、第2条は、字句等の改正であります。

第3条第5項に交通安全委員に充てる者が各号に列記されていますが、選出する委員の組織等について見直し及び修正を行いました。

第6項は、委員定数の規定について見直しを行いました。これによりまして、改正前は21名の定数であったものを15名以内に改正するものであります。

第4条では、組織の名称の変更に伴う改正及び文言の修正を行いました。

第5条は、庶務に関する規定を追加するものであります。

第6条は、文言の改正を行っています。

以上で、御嵩町交通安全対策会議条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、議案第17号 御嵩町基金条例の制定について御説明を申し上げます。

議案の9ページをお願いいたします。

現在、御嵩町には15の基金があります。これらの基金は、設置根拠をそれぞれ条例で規定しています。条例には、設置目的、管理運用、処分等が決まった形式で規定されています。

今回、御嵩町無水道地域対策基金の設置根拠である無水道地域が御嵩町水道事業第4次拡張認可により、御嵩町の水道事業の給水区域に編入となったことに伴い、条例の改正が必要となっておりまして。

この条例の改正にあわせまして、15のうち14の基金条例を一元化することにより、その管理及び運用をより確実なものとするため、御嵩町基金条例の制定を行うものであります。

なお、残りの1つであります御嵩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例につきましては、平成24年3月31日で自動失効するため、新基金条例とは別に管理運用を行います。

それでは、御嵩町基金条例の第1条であります。基金条例の趣旨の規定であります。

第2条は、基金には2種類あり、積立基金と定額運用基金であります。その用語を規定しています。

第3条は設置規定であります。積立金についての基金の名称、設置目的及び処分については別表第1に表示しています。また、第2項の定額運用基金については、基金の名称、設置目的及び基金の額は別表第2で表示をしています。

第4条の積立金の積み立て及び処分については、別表第1でそれぞれ積み立て及び処分について規定しています。

第5条は、定額運用基金の積み立て及び処分及び運用について、及び10ページの第6条の管

理並びに第7条の運用益の処理につきましては、個々の基金条例から引用しております。

第8条の繰りかえ運用につきましては、個々の基金条例で繰りかえ運用のできる基金とできない基金を規定していますが、その内容をまとめたものであります。ここにあります各号に列記したものが繰りかえ運用ができない基金であります。

第9条は、御嵩町金融機関に係る保険事故に対応するための基金条例の特例を定める条例で規定していますペイオフ対策であります目的外の取り崩しについて規定しています。

第10条は委任規定であります。

附則の第1項は、施行期日の規定であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項で関係条例の廃止を規定しています。

1号から13号までの13の条例を御嵩町基金条例の制定に伴い廃止するものであります。

11ページの第3項の表の左欄の旧条例の基金は、右欄の新条例による基金とみなす規定であります。

第4項は、御嵩町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部改正であります。御嵩町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例の中で規定されています御嵩町国民健康保険高額医療費資金貸付基金に関する規定につきましては、御嵩町基金条例に一元化を図りました。この条例で規定しています基金に関する規定を削除するための条例の一部改正であります。

12ページの第5項であります。第5項は、御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例の一部改正であります。御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例の中で規定されていますふるさとみたけ応援基金に関する規定につきまして、御嵩町基金条例の一元化を図りました。この条例で規定されています基金に関する規定を削除するための条例の一部改正であります。

13ページから16ページまでが別表第1、16ページ、17ページまでが別表第2となっております。資料つづりの8ページをお願いいたします。

資料つづりの8ページから12ページまでが各基金条例主要項目新旧対照表となっております。新旧対照表の8ページをごらんいただきたいと思っております。

財政調整基金につきましては、現行の積立金及び処分規定が地方財政法の条文を引用する形式となっていたものを、各号列記で表示することにより、だれが見てもわかりやすいように改正を行いました。

10ページをお願いいたします。

水道未普及地域対策基金につきましては、現行の設置目的が御嵩町水道事業の設置等に関する条例第2条第2項に規定する給水区域以外の謡坂、小原、西洞及び上之郷地区（以下、無水道地区という）の無水道の解消に向けた事業の推進を図るための財源に充てるためという規定

になっていましたが、改正案は、水道未普及地域御嵩町水道事業第4次拡張認可により拡張された謡坂、小原、上之郷地区の一部の解消のための必要な財源に充てるために変更し、名称も変更いたしました。

12ページをお願いいたします。

中段にあります土地開発基金につきましては、今回の改正にあわせまして、基金の額を4億5,000万円から2億円に改正するものであります。これにつきまして、現状の土地開発基金の運用状況や今後の公共用地等の取得を考慮いたしまして、基金の額を2億円とするものであります。基金の減額に伴い生ずる基金の差額につきましては、今後の起債の繰り上げ償還等に当てるため、減債基金に積み立てを行うものであります。

なお、13ページから16ページは、御嵩町国民健康保険高額医療費資金貸付条例及び御嵩町ふるさとみたく応援寄附金条例の新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第16号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 佐久間英明君。

税務課長（佐久間英明君）

それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

議案つづりは7ページと8ページになります。

また、資料つづりの4ページから、これら条例の骨子及び新旧対照表をとじ込んでおりますので、そちらを参照していただきたいと思っております。

それでは、資料つづりの4ページの御嵩町町税条例の一部を改正する条例の骨子に沿って説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

今回の町税条例の一部改正につきましては、昨年12月に成立し、公布されました3つの法律に関し、町税条例の関係する部分を改正する内容になっております。ちなみにその3つの法律を申し上げますと、最初に、経済社会の構造変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方自治法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、それから2つ目に、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、そして3つ目に、地方税法の一部を改正する法律となっております。

主な改正内容になりますが、まず1つ目、1番目のところですが、町たばこ税の税率の変更

になります。

税条例の第77条で定めております、いわゆる旧3級品たばこ以外のたばこ税の税率を、現行の1,000本当たり4,618円から644円引き上げて5,262円にします。なお、県たばこ税は同額を引き下げることにありますので、税率の総額では変更がないことになります。

また、同じく税条例の附則第15条の2で定めております、いわゆる旧3級品たばこの税率についても、1,000本当たり現行2,190円から305円引き上げになりまして2,495円といたします。なお、こちらにつきましても、県のたばこ税について同額を引き下げ、やはり総額は変わらないことになります。適用は平成25年度からとなります。

それから2つ目ですが、退職所得に係る所得割の軽減措置の廃止ということになります。退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割額から10分の1に相当する額を控除している現行の税条例附則第8条を廃止する内容です。こちらの適用は、平成25年からとなります。

3つ目ですが、東日本大震災に係る雑損控除等の特例措置に関して、地方税法の中で震災特例に関する規定の明確化などが行われたことに伴いまして、町税条例においても附則第21条に規定しております内容を改正するものでございます。

それから最後4つ目ですが、個人の町県民税の均等割の税額の変更です。町税ですので、町民税の内容になりますが、現行、町民税均等割3,000円である均等割につきまして、震災復興に関して地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保ということで、平成26年度から35年度までの10年間について、3,000円から3,500円に引き上げるということを、税条例の附則第24条で定める内容になっております。なお、県民税につきましても均等割を500円引き上げることにしておりますので、町県民税合わせて1,000円の増額ということになります。

主な改正内容は以上でございます。

資料つづりの次の5ページから以降に新旧対照表、それから議案つづりのところには議案の改正文等掲載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（谷口鈴男君）

議案第18号 御嵩町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 御嵩町中山道みたけ館設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

生涯学習課長 玉木幸治君。

生涯学習課長（玉木幸治君）

それでは、議案第18号、19号につきまして御説明をいたします。

議案つづりの18ページ、19ページをお開きください。

この条例改正につきましては、社会教育法の一部が改正され、従来、社会教育法で規定されていた公民館運営審議会委員の委嘱の基準が削除され、文部科学省の示す基準を参酌すべき基準が定められましたので、御嵩町立公民館の設置条例を改正するものでございます。

資料つづりの17ページをお開きください。

条文の詳細につきましては、改正案のほうでございますが、審議会の委員の定数及び任期、第6条第1項の次に第2項で基準を規定し、条文につきましては、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱する。これを改めまして、以下第3項、第4項に繰り下げをし、改正をするものであります。

なお、この条例につきましては、平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第19号 御嵩町中山道みたけ館設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

資料つづりの18ページをよろしくお願いします。

まず、この条例につきましてはの経緯につきましては、第177回国会において成立しております、平成23年8月30日に公布されております地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において一部改正が行われ、平成24年4月1日に施行されます。

具体的には、地域の実情に応じて、一層幅広い分野の者が図書館協議会の委員となることが促進されるよう、図書館法第15条に定める委員の任命に当たっての基準を削除し、委員の任命の基準は自治体の条例で定めることになりました。

また、定めるに当たって参酌すべき基準を文部科学省令で定めております。よりまして、御嵩町中山道みたけ館の設置条例の一部を改正するものでございます。

先ほど見ました資料つづりの18ページをお開きください。

条文につきましては、改正案でございますが、運営協議会第5条第2項の現行を「識見を有する者のうちから」「教育委員会が委嘱する」から、改正案の「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」教育委員会が「任命する」に改め、第5条第2項を改正するものであります。

この条例につきましても、平成24年4月1日から施行を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第20号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの20ページをお開きください。

御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

今回の改正は、介護保険料率の改定によるものです。平成12年度に介護保険法が制定されて以来、12年が経過し、3年ごとに見直しを行う町の介護保険事業計画も第4期計画が終了するときとなりました。これまで65歳以上の第1号被保険者の保険料は、第1期が基準月額2,220円、第2期が2,970円、第3期が3,940円、そして第4期は4,331円と定めて運営してまいりましたが、ますます増加する介護給付費に対応するための見直しが必要となってまいりましたが、そして、第5期の介護保険の運営計画策定に当たっては、昨年2月より策定委員会を開催し、第4期の事業の実績を踏まえ、平成24年度からの3年間の高齢化の進展を加味した人口予測や介護サービス利用料を推計し、第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定し、健全な運営ができる介護保険料を基準月額4,800円と算出いたしました。

それでは、保険料段階別区分の資料で説明いたしますので、議案資料の中の19ページをお開きください。

今回の改正では、基準保険料の設定により、10段階すべての段階での保険料を変更しております。第1段階は、生活保護受給者及び住民税非課税の世帯で老齢福祉年金受給者については、年額2万8,800円、第2段階は、住民税非課税世帯で前年の公的年金収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の人、年額2万8,800円、第3段階は、町民税非課税世帯で前の第1、第2段階に該当しない人、年額4万3,200円、第4段階は、世帯課税本人は非課税で、前年の公的年金収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の人、年額4万8,960円、第5段階は、世帯課税、本人は非課税で第4段階以外の人、この段階を基準としまして、年額で5万7,600円となります。これを月額にしますと4,800円になり、第4期計画での平均基準月額4,331円に比べますと、469円の増額となります。第6段階は、本人課税で、合計所得金額が125万円未満の人、年額6万480円、第7段階は、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人、年額6万9,120円、ここで第7段階と第8段階の区分の判断となる所得金額について、国の基準所得金額が200万

円から190万円に変更されるため、同様に190万円に改正いたします。続きまして、第8段階は、合計取得金額が190万円以上400万円未満の人、年額8万3,520円、第9段階は、合計取得金額が400万円以上600万円未満の人、年額9万7,920円、そして第10段階は、合計所得金額が600万円以上の人を年額11万2,320円と定めるものです。

次の20ページから22ページにかけては、改正案に係る新旧対照表がございますので、後ほどごらんください。

なお、この条例の施行は、平成24年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第26号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について説明を申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

平成24年7月9日に施行される住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、当規約の一部改正が必要となるものでございます。

内容については、広域連合の経費の支弁方法に係る備考2の中の「及び外国人登録原票」の部分进行削るものです。

附則ですが、この規約は、平成24年7月9日から施行し、改正後の規定は、平成25年度予算分から適用されます。

広域連合がその経費の支弁の方法のみに係る規約を変更しようとする場合は、地方自治法により関係市町村の協进行行わなければなりません、この場合においては、同じく地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めることになっております。

以上、簡単ではございますが、議案第26号の御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第21号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

では、議案第21号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案つづりの21ページをお願いいたします。

今回、御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例でございますが、これは岐阜県が震災対策ため池整備事業の整備を進めており、採択条件として分担金の一部改正を行うものでござい

ます。

御嵩町分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

別表県営土地改良事業の部ため池整備の項中「100分の20」の次に「。ただし、町長が防災事業と認める事業にあつては、地元負担金の100分の20以内」を加える一部改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する予定でございます。

資料の23ページをごらんください。

こちらには、御嵩町分担金徴収条例の新旧対照表が載せてございます。左側の改正案のアンダーライン部分が今回一部改正するところでございますので、後ほどお目通しのほどをよろしくお願いいたします。

これで、議案第21号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 奥村悟君。

まちづくり課長（奥村 悟君）

それでは、議案第22号 みたけのええもん審査委員会設置条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの22ページから23ページ、資料つづりの24ページになります。

議案つづり22ページ、23ページをお願いします。

御嵩町には、「みたけ味噌」「謡坂じねんじょ」と呼ばれるこの地域では名の通った産品があります。しかし、PRや町の後押し不足もあって、いま一つ発展してこないことが事実であります。

現在、平成20年度に発足した特産品開発普及協議会の活動により、「みたけ華ずし」「元気巻き」「ささゆりクッキー」といった魅力ある商品も開発され、御嵩町の産品として町内や他の地域でも消費されるようになってきました。しかし、まだまだ知名度が上がらないのが現状です。名前も知らない町の特産品は売れない。名前を知らない町へは遊びに行けない。まずは御嵩町を知っていただくことを基本にネーミングを考えました。いかに御嵩町の特徴を出すかということで、「みたけのええもん」と名づけ、認定した特産品の販売により、御嵩を丸ごと売り込むという戦略を行っていきます。

御嵩町を代表する特産品の発掘や知名度向上を図り、地域産業の振興と地域経済の活性化に

資することはもちろん、認定した特産品を町内外に広く周知するなどの支援を町が行うことで、認定した特産品の普及拡大、生産者の生産意欲向上を目指します。

今回上程しますみたけのええもん審査委員会設置条例は、各界からの委員で構成する認定審査機関を設けて、審査の透明性を図り、「みたけのええもん」と認定することで特産品に対する消費者からの信頼性の向上を目指すものです。

そのため、新たに審査委員会の設置条例を制定し、条例で設置、所掌事務、委員、任期などを定めるものです。

第1条の設置では、町内外に広く宣伝することによって、地場産業の振興に寄与するとともに、地域の活性化を図るため、御嵩町を代表する特産品をみたけのええもんとして認定する審査委員会を設置するとしています。

第2条の所掌事務では、委員会の事務を定めております。1つに、審査に関すること。2つに、審査に関し必要と認められることとなっています。

第3条の委員では、委員会は、10人以内で、商工会、観光協会、農林業、まちづくりに関する団体の代表者またはそれらの団体の推薦を受けた者及び有識者から組織することとなっています。

第4条では委員の任期を、第5条では委員長及び副委員長の役割を、第6条では委員会の会議を、第7条では庶務をまちづくりを担当する課において処理するとしています。

第8条の委任では、この条例に定める者のほか、委員の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることを規定しています。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

2項で、会議の招集の特例として、条例の施行の日以後、最初に開かれる委員会の会議は、町長が招集するものとしています。

資料つづりにみたけのええもんの認定概要を記載しています。お目通しの上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第23号 御嵩町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの24ページをお願いします。資料つづりは25ページをお願いします。

この条例改正につきましては、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、受益者となる皆様方に一定の御負担をお願いしているところでございますが、納付期限までに納めていただけない方の延滞金の割合について、現行は地方税法の延滞金の割合に準じて規定してあるものを、この条例の上位法である都市計画法第75条第2項の規定に準ずるよう改正するものでございます。

資料つづりの25ページをお願いします。

新旧対照表でございますが、第11条中「年14.6」を「年14.5」に、「年7.3」を「年7.25」に改め、附則第3項中「年7.3」を「年7.25」に改めるものでございます。

もう一度、議案つづりの24ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第24号 指定管理者の指定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

それでは、議案第24号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

資料つづりの25ページをお願いいたします。

児童館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1つ目でございますが、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございます。中児童館、伏見児童館であります。

2つ目としまして、指定管理者となります団体の名称でございます。岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地10、社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会、会長 額額正志であります。

3つ目に、指定管理の期間です。平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年間でございます。

御嵩町社会福祉協議会は、児童館の管理運営業務を平成12年4月1日から受託しており、平成18年8月には、議会の議決を経、同年9月1日から指定管理者として平成21年3月31日まで、さらに指定管理の期間満了を受け、平成21年3月に再び議会の議決を経、平成21年4月1日から平成24年3月31日まで指定管理者として指定してまいりました。その指定期間が満了することを受けまして、新たに3カ年の指定管理者の指定をお願いするものであります。

児童館の指定管理者としての永年の運営、管理の実績をもとに検討しました結果、児童福祉

事業につきまして十分な知識があり、効率的かつ安定的に事業を実施していること、重大なる瑕疵がなく、信頼でき、意欲のある社会福祉法人であることなどから、引き続き御嵩町社会福祉協議会を指定管理者として指定することをお願いするものであります。

以上で、議案第24号 指定管理者の指定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第25号 町道の路線変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

建設課長（伊左次一郎君）

では、議案第25号について御説明をさせていただきます。

議案つづりの26ページをお願いいたします。

議案第25号 町道の路線変更についてであります。

道路法第10条第2項の規定により、次のとおり、町道の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更に係る路線は、表に記しましたとおり、整理番号1の伏見107号線、同じく2の伏見135号線、同じく3の伏見205号線の3路線となります。いずれの路線についても、起点の変更なく、終点を変更するものです。

変更の詳細につきましては、資料つづりの26ページをお願いいたします。

26ページは、伏見107号線になります。湧之上橋を可児市の行政区域を越え可児市道とし、町道路線延長を27.5メートル減の62.8メートルとするものです。

次に、次ページ、27ページは、伏見135号線になります。野崎橋を御嵩町の行政区域を越え御嵩町道とし、町道延長を28.5メートル増の615.7メートルとするものです。

次の28ページは、伏見205号線になります。平貝戸橋を可児市の行政区域を越え可児市道とし、町道路線延長を27.1メートル減の530.6メートルとするものです。

次ページ、29ページには、可児市長より町道伏見135号線に係る野崎橋を可児市行政区域内における御嵩町道認定を承諾する承諾書を、次ページの30ページには、可児市議会の議決証明書を添付いたしております。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第8、議案の審議及び採決を行います。

議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

この議題は、瀬瀬部長の一身上の案件であります。地方自治法第117条に規定する除斥の対象にはなりません。瀬瀬部長より退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔民生部長 瀬瀬久美君 退場〕

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり同意されました。

採決が終わりましたので、先ほど退席を許可いたしました瀬瀬部長の議場への復帰を認めます。

〔民生部長 瀬瀬久美君 入場・着席〕

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しましたので、これにて散会をいたします。

次の本会議は、3月7日午前9時より開会いたしますので、よろしく願いいたします。御苦労さまでした。

午後1時49分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

